



千葉信用金庫

CHIBA SHINKIN BANK

DISCLOSURE

2026

第103期

ディスクロージャー誌

業務のご報告

令和7年4月1日 ▶ 令和8年3月31日



皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、前理事長の後を受け、理事長に就任いたしました石橋 英樹でございます。

当金庫は、大正13年の創業以来、普遍の理念である「地域とともに歩む」を基軸とし、地域の皆様の金融の受け皿として、地域社会の発展やお客様が豊かな生活を築くための活動に全力で取り組んでまいりました。

令和6年6月には、創立100周年を迎え、綿々と紡がれた歴史の流れを目の当たりにし、諸先輩方が地域のために貢献された偉大な足跡に触れ、身が引き締まる思いがしました。

この偉功を後世に伝え、次の100年への礎を築き、進化を図ることが私の使命であるとともに、平成30年に掲げた、将来への羅針盤ともいべき「千葉信用金庫ビジョン」を令和10年での到達へ導くことが、至上命題であると考えています。

本年も千葉信用金庫の考え方や経営方針ならびに業績などを皆様にご理解いただくため、第103期ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて千葉信用金庫に対する一層のご信頼を賜ることができましたら幸いに存じます。

令和7年度の日本経済は、緩やかな回復基調を維持し、積極財政への期待感やAIの急速な進化等により日経平均株価は最高値を更新するなど前向きな動きが見られました。一方で、中東情勢の影響や原材料価格の高騰、人手不足などの影響で地域経済にとって厳しい状況も見られました。

このような状況下、当金庫は「千葉信用金庫ビジョン」達成までの最終計画とした第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」の2年目として、「顧客基盤の拡充」「人財力の強化」「リスク管理態勢の強化」の3つの柱を掲げ、地域社会やお客様の「ベストパートナー金融機関」となるべく、役職員一丸となって積極的に取り組みました。

令和8年度は、第8次中期経営計画の3年目にあたりますが、絶えず変化する社会、経済環境の中、生成AIやDXを積極的に取り入れることにより、変えるべきところは変え、「Face to Face」という基本姿勢は変えることなく、お客様の立場を深く理解した課題解決活動に邁進する所存です。

末筆ではございますが、皆さまの一層のご発展を心より御祈念申し上げますとともに、倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年7月

理事長

石橋 英樹

千葉信用金庫 理念

私たちの 使命

ともに歩む。

地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます。
地域の人々の、豊かな明日を築くお手伝いをします。

私たちの 経営

たしかな明日へ。

先進性と健全さをあわせ持った経営で、心のこもったサービスを提供します。
人を活かし福祉の充実をはかって、働きがいのある職場をつくれます。

私たちの 行動

誇りを持ってはつらつと。

常に能力を磨き、より高い目標にチャレンジします。
誠意と熱意あふれる行動で、お客さまの信頼と期待に応えます。

プロフィール (令和8年3月末現在)

設立	大正13年6月4日
本店所在地	千葉市中央区中央2丁目4番1号
出資金	17,708百万円
預金残高	1,125,636百万円
貸出金残高	617,766百万円
店舗数	49店舗
職員数	713名



営業区域

千葉県千葉市、木更津市、成田市、習志野市、市原市、船橋市、市川市、松戸市、佐倉市、八千代市、東金市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、茂原市、君津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、香取市、館山市、鴨川市、富津市、我孫子市、柏市、流山市、白井市、富里市、山武市、旭市(旧香取郡干潟町に限る)、南房総市、大網白里市、印旛郡、山武郡(横芝光町は、旧横芝町に限る)、長生郡、香取郡、安房郡、夷隅郡大多喜町、茨城県取手市(旧取手市に限る)、稲敷市(旧稲敷郡東町に限る)、北相馬郡、稲敷郡河内町

当ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条にもとづいて作成しております。計数は原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

C O N T E N T S

- 1 ごあいさつ
- 2 千葉信用金庫 理念／プロフィール
- 3 地域社会と千葉信用金庫
- 4 令和7年度の事業概要
- 8 千葉信用金庫ビジョン／第8次中期経営計画
- 10 総代会制度
- 13 千葉信用金庫の組織
- 14 TOPICS
- 15 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取り組みの状況
- 19 千葉信用金庫の取り組み
- 21 内部管理基本方針
- 31 商品・サービス
- 33 店舗一覧／店舗外ATMコーナー
- 35 あゆみ

【資料編】

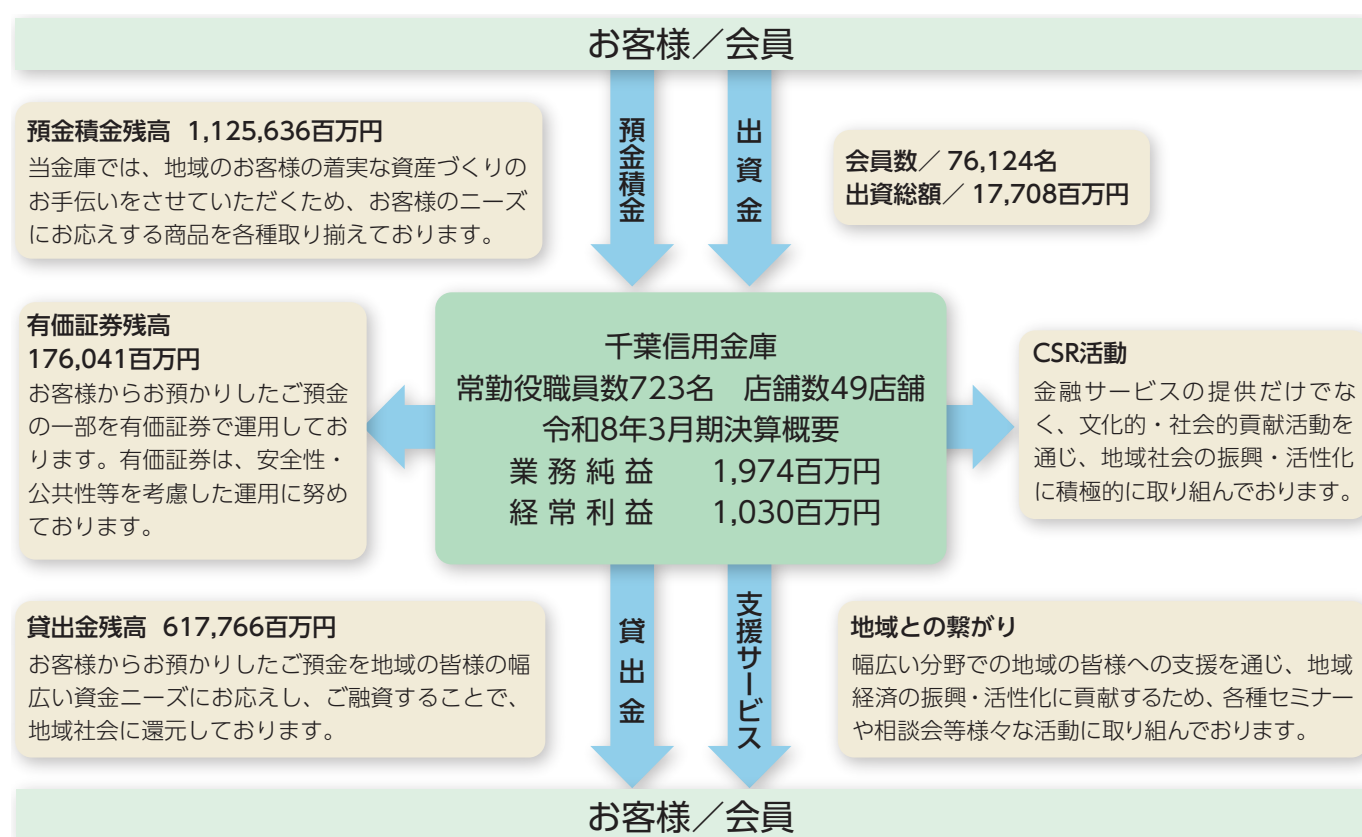
- 37 財務諸表
- 43 経営指標
- 46 業務報告
- 53 連結情報
- 60 自己資本の充実の状況等について
- 85 役職員の報酬体系に関する事項



千葉信用金庫は、地域の中小企業の皆様や地域にお住まいの皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



令和7年度の事業概要



当金庫は、平成30年4月に、10年後の当金庫のあるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、その実現に向けて中期経営計画を策定し取り組んでいます。

令和7年度は、「千葉信用金庫ビジョン」達成に向けての最終計画にあたる第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」が始まって2年目であり、本計画の目指すべき方向性として「顧客基盤の拡充」、「人財力の強化」、「リスク管理態勢の強化」を計画の柱とし、計画達成に向けて役職員一丸となって取り組んでいます。

顧客基盤の拡充

お客様の置かれた状況を正確に把握し、お客様目線の金融支援および本業支援を実践することにより、新たなお客様の増加および、既に取りをいただいているお客様との深い関係性構築を目指してまいりました。

法人融資取引先は、前期比101先増加しました。令和4年度から始まった当金庫のお取引先同士をつなぐ庫内ビジネスマッチングサービスである「ちばしんきんビジネスマッチングサービス」では、令和7年度におけるマッチング情報の成約件数は、222件となり、昨年を上回る実績を上げることができました。今後もお客様の課題を深堀し、お客様同士を繋ぐ仲介機能を強化することにより、お客様満足度の向上を図ります。

お客様の利便性向上を図るべく令和5年12月より取扱いを開始した「千葉信用金庫アプリ」は、令和7年12月より定期預金の新規作成解約機能が追加されました。今後もお客様サービスの拡充に努めてまいります。

人財力の強化

社会、経済環境は日々変化しており、多様化するお客様のニーズに素早く対応でき、お客様の課題を的確に把握し、素早く課題解決に導ける人財の育成を図るとともに、職員の誰もが安心して働くことができ、働いた充実感が得られる職場環境の構築を目指しています。

令和7年度は、昨年度に引き続き、階層別研修を実施、研修の一環として外部講師を招きキャリアコンサルティングを行いました。これまでの自分のキャリアを振り返り、経験や能力を

明らかにすることにより、今後の自分の可能性を再確認するいい機会となりました。人事制度に関しては、昨年に引き続き営業店管理職の人事考課にプロセス目標を設定し、営業店を運営するに際し、どのようなマネジメントを行うのか、どのように人材教育を行うのかをプロセス目標に取り入れています。業績等の結果だけでなく、結果にいたるプロセスも重視することにより、職員の誰もが満足感を得られる人事評価制度の構築に取り組んでいます。

リスク管理態勢の強化

金融環境の変化を踏まえた質の高い金融サービスを提供するためには、多様化するリスクの管理は必須であることから、リスクの所在を的確に把握し、そのリスクを適切にコントロールするとともに、リスクをコントロールした結果を検証するという一連のプロセスにおいて、絶えずリスク管理態勢の高度化を図っています。

信用リスクに関しては、実効性の高い教育訓練プログラムを実施し、企業の実態把握能力の向上を図るとともに、企業の課題を解消する支援を通じて信用リスクの軽減に努めました。

市場リスクに関しては、マーケット環境に応じた金利シナリオ等の見直しや各種シミュレーションを実施するとともに、有価証券のメンテナンスを行うことにより、特に金利リスクの圧縮を進めています。

流動性リスクに関しては、金利のある世界となって資金移動が活発になっていることから、預金の増強を図るとともに、これまで以上に流動性を意識した運用を志向しています。

法務リスクや事務リスク、システムリスクなどのオペレーショナル・リスクに関しては、各リスクカテゴリー毎の現状のリスク認識と課題を、「オペレーショナル・リスク管理プログラム」に纏め、課題を一つ一つ解消することを通じてオペレーショナル・リスクの逡減を図っています。

なお、レピュテーションリスクに関しては、定期的にSNS等をチェックするなどして風評の把握に努め、不測の事態に早期に対処できる体制構築を目指しています。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 社債受託業務

担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託に関する業務を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

イ. 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店

ロ. 地方公共団体の公金取扱業務

ハ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ニ. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務

ホ. 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(2) 保護預りおよび貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付・売買

(4) 債務の保証

(5) 公共債の引受

(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売

(7) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）

(8) 電子債権記録業に係る業務

(9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

令和7年度の主な業績

預 金

預金につきましては、個人のライフサイクルに合わせた提案セールスや特別金利定期預金等を創設し、推進活動を行いました。個人の貯蓄から投資への動きや相続預金の流失、消費活動の活発化による個人預金の減少および地公体預金の減少により、令和8年3月期の預金積金残高は、前期比66億円の減少となる1兆1,256億円となりました。

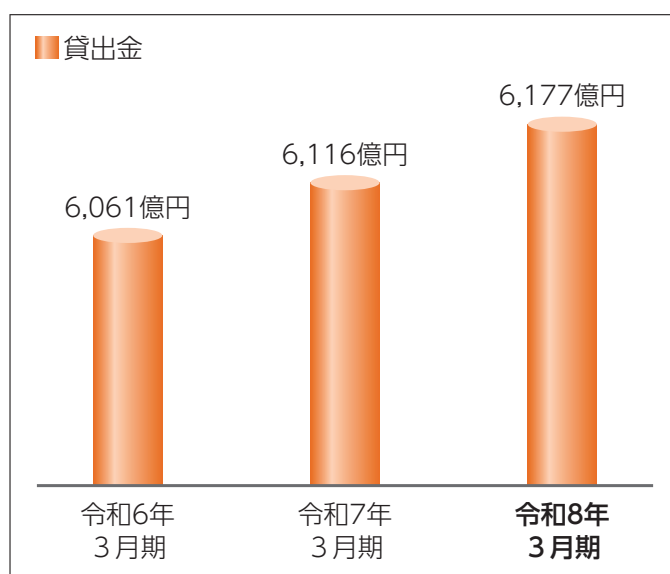
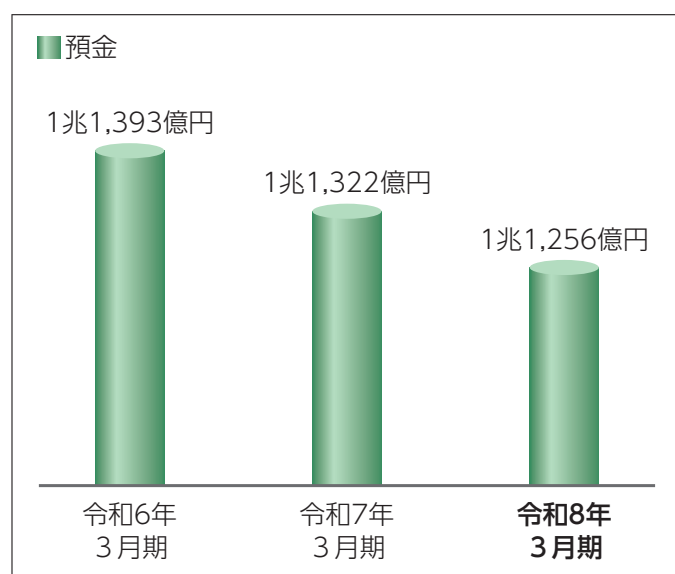
<預金者別預金残高>

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)		第102期 (令和7年3月31日)		第103期 (令和8年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人	920,440	80.7%	908,725	80.2%	901,917	80.1%
法人	218,926	19.2%	223,552	19.7%	223,718	19.8%
一般法人	195,321	17.1%	202,047	17.8%	205,924	18.2%
金融機関	52	0.0%	68	0.0%	33	0.0%
公金	23,552	2.0%	21,436	1.8%	17,760	1.5%
合計	1,139,367	100.0%	1,132,277	100.0%	1,125,636	100.0%

貸出金

貸出金につきましては、中小企業を取り巻く経営環境やお客様の多様なニーズに対応した営業活動を行った結果、令和8年3月期の貸出金残高は前期比61億円増加の6,177億円となりました。





<貸出金業種別内訳>

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)			第102期 (令和7年3月31日)			第103期 (令和8年3月31日)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	493	18,493	3.0%	484	16,587	2.7%	472	16,305	2.6%
農業、林業	31	356	0.0%	24	295	0.0%	27	352	0.0%
漁業	2	7	0.0%	2	5	0.0%	2	4	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	230	0.0%	7	137	0.0%	7	151	0.0%
建設業	2,387	63,935	10.5%	2,482	64,718	10.5%	2,501	65,450	10.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	29	1,048	0.1%	30	979	0.1%	30	962	0.1%
情報通信業	46	1,019	0.1%	47	1,010	0.1%	50	974	0.1%
運輸業、郵便業	291	16,061	2.6%	304	15,759	2.5%	298	15,602	2.5%
卸売業、小売業	1,499	47,059	7.7%	1,547	48,525	7.9%	1,547	49,978	8.0%
金融業、保険業	45	22,090	3.6%	46	26,759	4.3%	45	30,499	4.9%
不動産業	1,641	136,635	22.5%	1,655	135,716	22.1%	1,664	133,225	21.5%
物品賃貸業	37	3,799	0.6%	40	5,449	0.8%	41	5,230	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	68	1,054	0.1%	69	1,026	0.1%	67	954	0.1%
宿泊業	35	1,839	0.3%	33	1,942	0.3%	34	1,957	0.3%
飲食業	500	6,481	1.0%	503	6,656	1.0%	480	6,362	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	330	5,557	0.9%	337	5,800	0.9%	328	5,957	0.9%
教育、学習支援業	66	1,740	0.2%	64	1,482	0.2%	71	1,765	0.2%
医療、福祉	187	12,361	2.0%	197	12,007	1.9%	208	12,234	1.9%
その他のサービス	1,034	23,032	3.7%	1,086	23,986	3.9%	1,139	23,891	3.8%
小 計	8,729	362,805	59.8%	8,957	368,847	60.3%	9,011	371,862	60.1%
地方公共団体	28	38,914	6.4%	30	40,176	6.5%	29	41,354	6.6%
個人（住宅・消費等）	25,527	204,422	33.7%	24,956	202,592	33.1%	24,437	204,549	33.1%
合 計	34,284	606,142	100.0%	33,943	611,616	100.0%	33,477	617,766	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<住宅ローン・消費者ローン残高>

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
	金 額	金 額	金 額
住宅ローン残高	176,244	173,548	174,234
消費者ローン残高	23,953	25,442	26,519

令和7年度の主な業績



損益状況

損益状況につきましては、令和8年3月期の経常収益は171億円を計上、有価証券のメンテナンスや与信関連費用の増加により当期純利益は7億円となりました。

なお、金融機関の本業の利益を示すコア業務純益は41億円を計上しており、安定した収益力を確保しております。

<直近5年間の主要な経営指標の推移>

(単位：百万円)

	第99期 (令和4年3月31日)	第100期 (令和5年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
経常収益	13,512	15,240	14,331	14,807	17,139
経常利益	2,132	2,325	△945	2,256	1,030
当期純利益	1,877	2,381	△1,510	1,923	778
出資総額	18,345	18,209	18,040	17,858	17,708
普通出資金	8,345	8,209	8,040	7,858	7,708
優先出資金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数	211,908,460□	199,180,110□	195,800,485□	192,177,805□	189,171,385□
普通出資金	166,908,460□	164,180,110□	160,800,485□	157,177,805□	154,171,385□
優先出資金	45,000,000□	35,000,000□	35,000,000□	35,000,000□	35,000,000□
純資産額	36,306	27,759	25,286	20,438	15,556
総資産額	1,192,757	1,175,320	1,170,347	1,158,192	1,147,145
預金積金残高	1,140,972	1,141,205	1,139,367	1,132,277	1,125,636
貸出金残高	598,502	603,007	606,142	611,616	617,766
有価証券残高	276,554	240,443	157,417	178,821	176,041
単体自己資本比率	8.15%	8.12%	7.56%	7.93%	8.07%
出資に対する配当金 (出資1□当たり)	163 0円77銭	144 0円72銭	— —	— —	— —
普通出資金 (出資1□当たり)	82 0円49銭	81 0円49銭	— —	— —	— —
優先出資金 (出資1□当たり)	81 1円80銭	63 1円80銭	— —	— —	— —
役員数	14名	14名	14名	15名	15名
うち常勤役員数	9名	9名	9名	10名	10名
職員数	794名	773名	763名	739名	713名
会員数	78,074名	77,428名	76,475名	75,704名	76,124名

※第99期に優先出資60,000,000□のうち15,000,000□の一部買入消却を実施しました。

※第100期に優先出資45,000,000□のうち10,000,000□の一部買入消却を実施しました。

当金庫が対応すべき課題

当金庫を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や人手不足等、依然として地域経済にとっては厳しい状況におかれています。

どのような環境下であろうとも、当金庫が果たすべき役割は「地域に根差した金融機関として、お客様や地域が抱える課題の解決に尽力し、地域社会とともに歩み、経済・文化の発展に寄与する」ということに変わりはありません。

新規のお客様に関しては成長の手助けを行い、既存のお客様に関しては、徹底的に守るという信念のもと、お客様との間に長期的な信頼関係を築き、そこから得られるお客様の情報を蓄積し、その情報を基に、お客様目線のサービスを提案していくことが、地域社会、地域のお客様とともに歩むことを不変の理念として掲げる当金庫の道標であると考えています。

現在、当金庫の目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」の達成に向け、令和6年度から第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」を策定し取り組んでいるところです。

千葉信用金庫ビジョンおよび第8次中期経営計画については次ページをご覧ください。



金庫理念を踏まえ、平成30年4月に10年後を見据えた千葉信用金庫のあるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、到達すべき将来像として目指しております。

千葉信用金庫ビジョン

- (1) 地域社会やお客様との絆により選ばれる信用金庫
- (2) 総合力を発揮し、お客様の期待に応える営業体制
- (3) やる気と活力に溢れた、魅力ある金庫職員
- (4) 安定した収益力と、リスク耐性の高い経営基盤
- (5) チャレンジや変革を恐れない、ポジティブな組織

第8次中期経営計画

千葉信用金庫は、「千葉信用金庫ビジョン」を実現するために、第8次中期経営計画を策定し、役職員一丸となって取り組んでおります。

○計画名称

「未来は今、この瞬間から」

○計画期間

4年間（令和6年4月1日～令和10年3月31日）

1. 基本方針

第8次中期経営計画では、安定した顧客基盤を築くべく課題解決活動の深化を主体に取り組み、「営業力の強化」、「組織力の強化」をさらに深化させてまいります。また、外部環境の変化にも耐えうるリスク管理にも目を向け、堅固な財務体質の構築を図り、安定的収益力と持続可能な経営基盤の強化に繋げ、「千葉信用金庫ビジョン」の達成を目指してまいります。

第8次中期経営計画 基本方針

【3つの柱】

- I. 顧客基盤の拡充
- II. 人財力の強化
- III. リスク管理態勢の強化



I. 顧客基盤の拡充

お客様の期待を超える課題解決活動を実践し、顧客サービスの充実を図ってまいります。併せて、業務の効率化や地域特性を考慮した店舗運営を行い、営業力を強化し、顧客基盤の拡充を目指します。

- ①課題解決型営業の深化
- ②既存顧客の取引種類の拡大および純新規顧客の獲得
- ③業務効率化や店舗運営形態の見直しによる持続可能な組織体制の構築

II. 人財力の強化

多様化するお客様のニーズ、課題を正確に把握し、お客様を第一に考えた解決策をお客様が気付く前に提案できるレベルの人財の育成を図るとともに、職員の誰もが能力を最大限活かせる働きやすい職場環境の構築を目指します。

- ①性差なき人財の活躍
- ②成長へのモチベーションを喚起できる教育訓練の実施
- ③働きやすい職場づくり
- ④積極的なチャレンジを促進する仕組みの構築

III. リスク管理態勢の強化

内外環境を考慮のうえ、方針、内部規定、組織体制、リスク低減等を検討し、リスク管理態勢の高度化を図ることにより、想定困難な事象にも耐えうる堅牢な経営基盤の構築を目指します。

各種リスクへの対応

- ①信用リスク
- ②市場リスク
- ③流動性リスク
- ④レピュテーションリスク
- ⑤オペレーションリスク

2. 意識的に取り組む事項

「千葉信用金庫ビジョン」の策定時には顕在化していなかった様々な変化や課題に対して適切に対応していくため、以下の項目について意識的に取り組んでまいります。

- ▶SDGs・ESG
- ▶GX 等

3. 内部管理態勢全般の強化

「千葉信用金庫ビジョン」では、当金庫が存続していくうえで欠かすことができない経営の土台となるべく普遍的な要素として、内部管理態勢全般の強化を掲げております。

第8次中期経営計画においても、盤石な内部管理態勢を構築するため、重要課題として取り組んでまいります。





信用金庫は、株式会社の銀行とは異なり会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、実際は会員数が大変多いことから、全ての会員が参加する総会の開催は不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総代による総代会制度を採用しております。

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事・総代選考委員の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されますよう、会員の中から適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の任期・定数

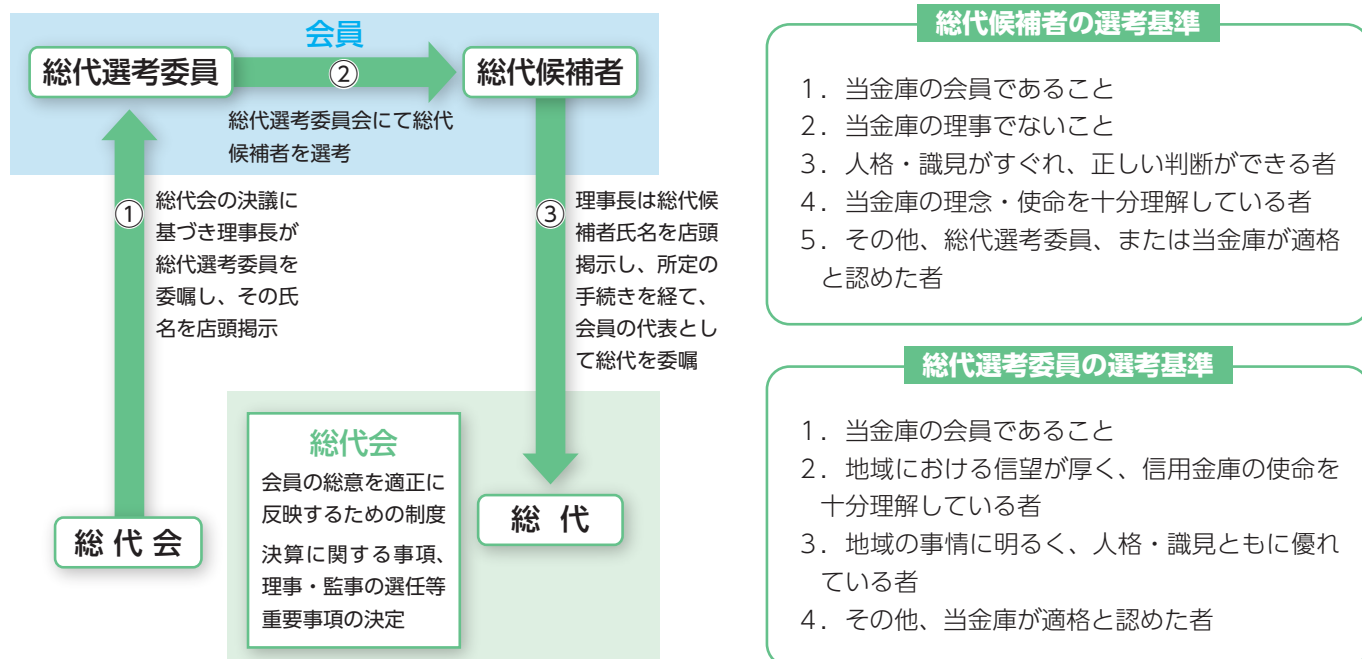
1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定年は75歳としています。ただし、任期中に定年を迎えた場合、任期満了をもって定年とします。
3. 総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
4. 令和8年6月末現在の総代数は140名で会員数は76,415名です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫の総代の選考は「総代選考規程」に基づいて次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代選考委員を選任する。
2. 総代選考委員が総代候補者を選考する。
3. 総代候補者を会員が信認する。

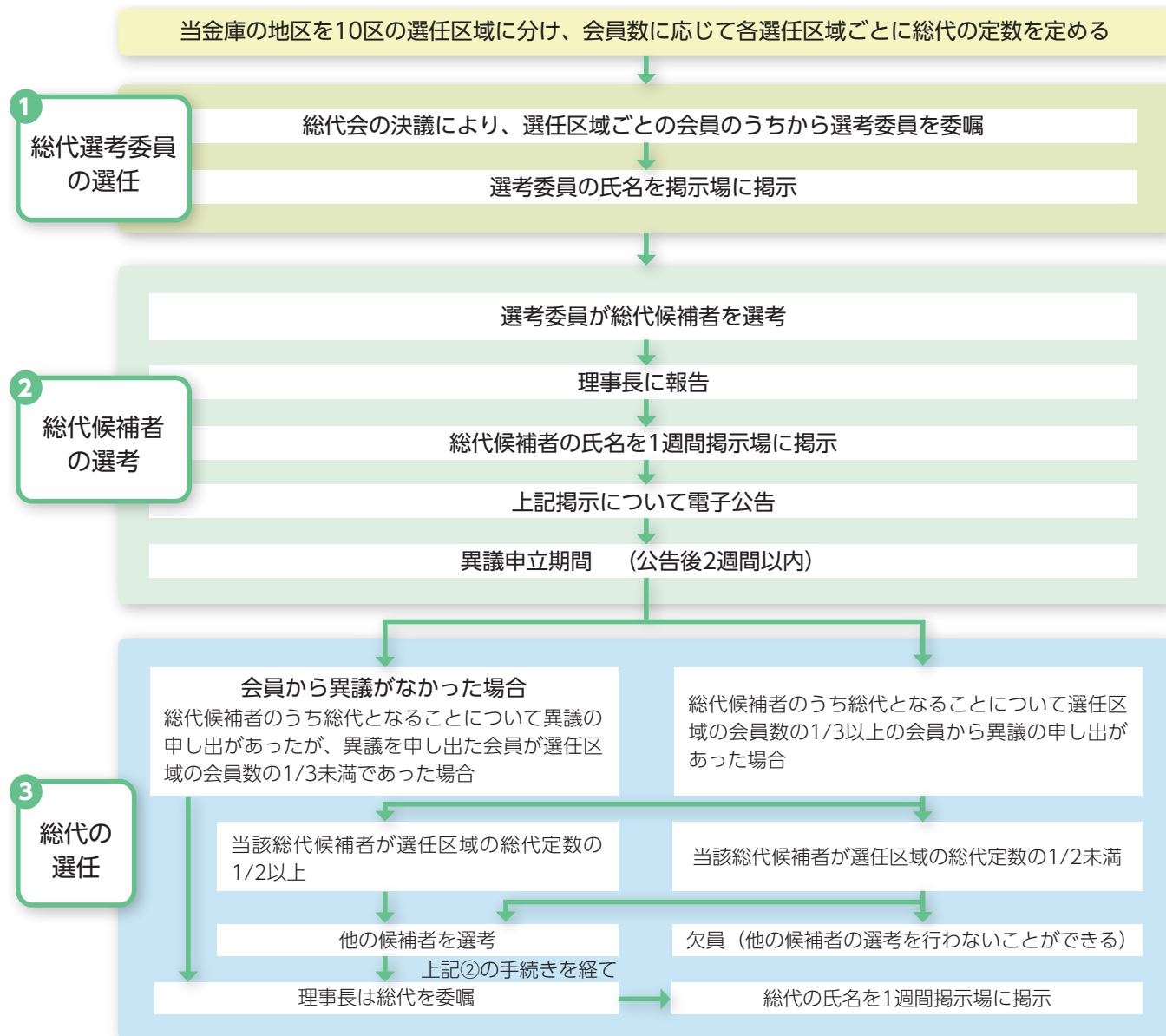
総代会の仕組み



総代会制度

総代会制度

総代が選任されるまでの手続き



第103回通常総代会の報告・決議事項

令和8年6月25日に開催された第103回通常総代会において、次の事項が付議され原案どおり承認されました。

□報告事項

第103期 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件

□決議事項

- 第1号議案 第103期 (令和7年度) 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員の選任の件
- 第3号議案 出資会員除名の件
- 第4号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件
- 第5号議案 退任理事・監事に対する退職金支払いの件





総代の氏名等

選任区域	人数	氏 名
第1区	25名	植草 裕一⑥、加賀 一明④、鈴木 吉晴⑥、関根 洋一⑥、塙 良太郎④、福井 晶一④、望月 泰伸⑥、内山 義衛⑥、水野 浩利⑤、石川 進一⑤、浦田 直門②、今井 和泉⑥、鈴木 敬二⑥、花澤 直輝③、藤代 忠実③、伊藤 和夫②、高橋 英之③、櫻木 英一郎④、新城 早人⑤、秋葉 健夫⑥、荒川 宰②、戸村 聡⑤、本橋 英樹⑤、新留 宏範①、丹羽 誠①
第2区	12名	大越 一朋⑥、川島 良人①、黒川 恵史④、黒川 高男⑥、中根 亮一②、佐藤 肇③、佐藤 宣仁②、佐藤 康弘②、伊藤 政義⑤、篠崎 正二②、牧野 準⑨、迎 一彦①
第3区	9名	黒子 恭伸⑨、森元 一隆③、三橋 治久⑥、池田 潔①、栗原 健一①、栗原 清彦③、林 留夫②、岡本 信夫①、鈴木 良夫⑤
第4区	19名	大矢 仁③、角谷 太一①、宮寄 勝己⑥、守屋 謙一郎④、山崎 克哉④、原地 利忠⑨、深山 康彦⑥、宮寺 由貴③、秋元 保次①、上村 輝男⑤、千葉 祐巨③、夏井 宏一郎③、始関 太郎①、西村 直樹①、長田 博正①、原 藤一⑥、関野 誠治②、鶴山 孝行②、須田 和道②
第5区	8名	浜名 洋一③、茂木 和仁③、松本 央②、露崎 利行⑤、前田 慎太郎②、蛭田 憲広②、進藤 通孝⑦、矢田 高裕②
第6区	15名	宮崎 際①、折戸 豊輝①、石川 純一③、元吉 和江③、木内 定雄⑥、鬼頭 俊裕①、石井 知明③、鈴木 竹男⑥、山村 兼二⑨、渡部 正和①、三枝 正和③、多田 公俊④、齋藤 治男③、竹本 秀幸③、青木 和義③
第7区	11名	齋藤 良一⑦、苅込 昌俊①、野村 進一⑥、秋元 直人⑥、磯部 友昭①、宮 邦洋③、津田 哲也①、梶尾 憲一郎③、鈴木 正行③、松崎 哲也①、安田 学①
第8区	8名	榎本 守男⑨、岡田 良弘⑥、高橋 裕之①、藤江 貞晴③、藤野 健次郎③、石綿 礼敏②、笠原 文善②、森田 勝則④
第9区	21名	山本 豊一②、近藤 正之②、倉田 知広③、田中 健一②、石橋 幸太郎①、石渡 孝春④、長谷川 吉昭⑧、平山 秀樹⑤、宮崎 廣一郎④、宮村 亮祐①、藤崎 秀幸②、市沢 裕明②、石戸 謙一⑤、森田 修司①、中村 眞一⑨、真仲 廣明⑨、岡山 一夫③、香取 信靖②、横田 浩昌③、菊川 一平②、平野 伸一①
第10区	12名	荒木 大輔①、高木 秀夫⑤、蓮見 高円①、生形 健一①、福田 昌広⑥、眞行寺 純一①、小川 保②、榎原 吉明①、地引 聡一①、渡邊 大介①、内田 博道⑥、藤崎 祥弘⑨

氏名後の数字は総代就任回数（平成14年1月合併以降）

（令和8年6月末現在／敬称略・順不同）

選任区域

（敬称略）（順不同）

選任区域	地 区	総代候補者選考委員
第1区	千葉市＜中央区、若葉区、緑区＞	望月 泰伸 水野 浩利 鈴木 敬二
第2区	千葉市＜稲毛区、美浜区＞ 四街道市	篠崎 正二 黒川 高男 佐藤 肇
第3区	千葉市＜花見川区＞ 習志野市、船橋市、八千代市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	黒子 恭伸 森元 一隆 鈴木 良夫
第4区	市原市、夷隅郡大多喜町	山崎 克哉 上村 輝男 夏井 宏一郎
第5区	袖ヶ浦市	露崎 利行 進藤 通孝 茂木 和仁
第6区	木更津市	山村 兼二 多田 公俊 石川 純一
第7区	君津市	野村 進一 秋元 直人 梶尾 憲一郎
第8区	富津市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	榎本 守男 岡田 良弘 藤江 貞晴
第9区	成田市、佐倉市、白井市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、印西市、香取市（旧佐原市に限る）、印旛郡、茨城県取手市（旧取手市に限る）、稲敷郡河内町、北相馬郡	真仲 廣明 平山 秀樹 倉田 知広
第10区	八街市、富里市、東金市、茂原市、山武市、旭市（旧香取郡干潟町に限る）、大網白里市、香取市、山武郡（横芝光町は旧横芝町に限る）、長生郡、香取郡、茨城県稲敷市（旧稲敷郡東町に限る）	内田 博道 高木 秀夫 藤崎 祥弘

総代の属性別構成比

職業別	法人役員95.0%、個人事業主2.8%、個人2.1%
年代別	70歳代32.8%、60歳代33.5%、50歳代25.0%、40歳代8.5%
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業0.7%、建設業24.2%、製造業7.1%、運輸業、郵便業3.5%、卸売業、小売業20.0%、金融業、保険業1.4%、不動産業、物品賃貸業15.0%、学術研究、専門・技術サービス業2.1%、宿泊業、飲食サービス業2.8%、生活関連サービス業、娯楽業2.8%、教育、学習支援業4.2%、医療、福祉0.7%、複合サービス事業7.8%、サービス業3.5%、公務0.7%、分類不能の産業2.8%

※業種別の構成比は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※2 監事 志村隆は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

営業店 全49店舗
令和8年6月末現在



千葉県警察本部との 「詐欺等の対策高度化のための連携協定」 の締結について

16 平和と公正を
すべての人に17 パートナリングで
目標を達成しよう

当金庫は、令和7年10月3日、千葉県警察本部と「詐欺等の対策高度化のための連携協定」を締結いたしました。

なお、本協定については、当金庫および銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合がそれぞれ締結し、同日に千葉県警察本部にて締結式が行われました。

本協定は、昨今の特殊詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺等の犯罪がますます巧妙化、先鋭化していることを受け、千葉県警察本部と各金融機関が情報を相互共有することで、迅速な事件捜査および被害防止に資することを目的に締結したものです。

【協定内容】

- ・ 当金庫から千葉県警察本部への情報提供
詐欺等の犯罪に利用されている口座や口座名義人が詐欺等の犯罪被害を受けた可能性が高い口座情報について提供する
- ・ 警察から当金庫への情報提供
千葉県警察本部は、金融機関から提供された情報に関連する事案の分析結果や犯罪対策の高度化に資する情報の提供を行う



中小企業の経営支援および 地域の活性化のための取り組みの状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、地域社会やお客様から頼りにされる「ベストパートナー金融機関」を目指して、役職員一丸となってお客様の課題解決に取り組んでおります。

今後も、創業期から承継期に至る企業のライフサイクルに応じて、お客様の経営課題に最適な解決策を、お客様の立場に立って提案・支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、お客様から経営に関するご相談があった場合には、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

■中小企業の経営支援に関する態勢整備・取組状況

当金庫では、お取引先中小企業の経営を支援するための部署として企業サポート部を設置しております。

企業サポート部には、中小企業診断士4名をはじめとし、総勢8名の職員を配置して、商工団体協力機関など外部中小企業支援機関と連携し、態勢の整備を図っております。

また、事業性評価や課題解決に関する研修を実施し、人材の育成にも取り組んでおります。

経営革新等支援機関の認定

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年11月5日付で認定を受けました。

各営業店を通じて企業経営に関する様々なご相談を受け付け、関係部署および外部機関と連携し、補助金事業等の中小企業支援策についての情報提供や中小企業が抱える課題解決に向けて積極的に取り組んでおります。

中小企業の皆様

相談 ↓ 支援 ↑ 提案

千葉信用金庫
経営革新等支援機関
営業店49店舗

共有

企業サポート部

連携

【外部機関】

- ・千葉県産業振興センター
- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等

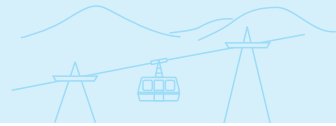
経営改善支援の取り組み実績

当金庫では、支援対象先に対し営業店と企業サポート部が一体となって経営改善計画策定支援や経営情報等の提供を行うとともに計画進捗管理、業況管理等により、お取引先企業の経営改善に取り組んでおります。

【令和7年4月～令和8年3月】

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数			経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
			β	γ	δ			
正常先 ①	6,813	0	0	0	0	0.0%	—	—
要注意 うち その他 要注意先 ②	1,484	19	1	17	16	1.2%	5.2%	84.2%
うち 要管理先 ③	25	1	0	1	0	4.0%	0.0%	0.0%
破綻懸念先 ④	133	10	0	8	7	7.5%	0.0%	70.0%
実質破綻先 ⑤	314	2	0	2	1	0.6%	0.0%	50.0%
破綻先 ⑥	48	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	2,004	32	1	28	24	1.5%	3.1%	75.0%
合計	8,817	32	1	28	24	0.3%	3.1%	75.0%

- (注)・期初債務者数及び債務者区分は令和7年4月初時点まで整理。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めない。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
・期初債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、千葉県中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。



1. 創業サポート

創業支援の一環として、印西市が主催する「印西市女性向け起業スクール」で当金庫職員が講師を務めました。

起業時に活用できる融資制度や当金庫の本業支援の取り組みについて講義を行い、午後には個別相談会を実施し、参加者の創業計画に対して助言を行いました。



2. 企業実地診断

中小企業診断士の国家資格を持つ職員を中心として、お取引先企業に対する経営情報の提供や経営上のアドバイスとして「企業実地診断」を実施しております。

平成16年7月に本サービスを開始し、令和8年3月末までに累計56社に診断サービスを実施いたしました。

職員が診断企業に出向いて従業員へのヒアリングや現地調査を行い、実態把握・問題点の抽出から診断結果の報告・支援メニューの提案まで一貫した支援を提供しております。

3. 事業承継支援

事業承継診断

事業承継に関する現状把握・支援展開のため、令和7年度は558社のお取引先企業に事業承継診断シートを用いたヒアリングを実施いたしました。ヒアリングにより具体化した課題をもとに、事業承継計画の作成や、後継者不在企業に対する当金庫取引先とのM&A成立等を支援しました。

個別相談会

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、千葉県よろず支援拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター）との連携により、事業者向けに無料の個別相談会を開催しております。

令和7年度は35社が各相談会に参加し、事業承継等の経営課題に対して専門家からのアドバイスを受けました。

4. 販路拡大支援

ちばしんきんビジネスマッチングサービス

お取引先企業のニーズ（買いたい・売りたい）情報を庫内ネットワークの情報掲示板へ掲載し、職員がお取引先企業の様々なニーズ「〇〇したい！」に合うマッチングを行い、販路拡大や新たな業務提携先の開拓等を支援しております。

令和4年4月に本サービスを開始し、令和8年3月末時点で369件の商談が成立いたしました。令和7年度は、当金庫が橋渡し役となりお取引先企業同士で111件の商談が成立いたしました。



2025しんきん食の商談会 in CHIBA

千葉県内の信用金庫（銚子、東京ベイ、館山、佐原）・千葉県信用金庫協会と合同で、千葉県内の様々な名産品と食品バイヤーの皆様との出会いの場を創出するため、食の商談会を開催いたしました。

当日は、食品サプライヤー85社、食品バイヤー52社が合計473件の商談を行い、「取引希望」「商談継続」となった件数は、333件に上りました。



中小企業の経営支援および地域の活性化のための取り組みの状況

中小企業の経営支援および 地域の活性化のための取り組みの状況

5. 人材支援

お取引先企業の多様な人材課題に対する支援を強化するため、令和6年12月に有料職業紹介事業の許可を取得し、令和7年5月には先導的人材マッチング事業の間接補助事業者に採択されております。

多様化する人材ニーズや後継者不在等の経営課題に対し、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が運営する人材紹介プラットフォーム「レビキヤリ」を導入し、千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携や様々な人材紹介会社とのネットワークを活用し、Face to Faceの地域金融機関の特長を活かした親身なサポートで、最適な人材の紹介支援を行っています。

人材支援に関する連携協定

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）千葉支部と相互に連携して人材支援に取り組むことに合意しました。

6. その他支援

経営支援プラットフォーム「Chiba Big Advance」

中小事業者向け経営支援プラットフォーム「Chiba Big Advance」を通じて、金融機関同士の連携による地域の垣根を超えたビジネスマッチング支援をはじめ、ホームページの作成や福利厚生クーポン機能等で、取引先企業の販路拡大やデジタル化を支援しております。

令和8年3月末現在では、お取引先企業966社にご利用いただいております。

「お客様と金庫職員がともに歩む勉強会」の開催

令和7年12月、千葉信用金庫の「ともに歩む」という経営理念に基づき、日本弁理士会 関東会と共催し、昨年に続き、お客様と当金庫職員がともに知財意識と企業価値への理解を深める勉強会を開催しました。

ビジネスパートナーとの連携

遊休不動産の活用、人材採用、DX化、事業承継・M&A等、多様化するお客様のニーズに対して最適なソリューションを提供するため、ビジネスパートナー約45社(令和8年3月末現在)との提携のもと、支援を行っております。

7. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	3,711件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	46.59%
保証契約を解除した件数	113件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件





■地域の活性化に向けた取り組み

しんきん圏央道アライアンスに関する取り組み

圏央道沿線に本・支店を置く5つの信用金庫（千葉、水戸、埼玉縣、平塚、多摩）は、地域を横断した信用金庫の新たなネットワークを構築することにより、圏央道沿線等の地域活性化や観光資源の活用など、地域貢献・地方創生を通じて地域経済の発展に繋げることを目的とした「しんきん圏央道アライアンス」の協定を締結しております。

「Deep圏央道」Instagram公式アカウント更新中！

SNSのInstagram公式アカウント「Deep圏央道」では、5つの各信用金庫職員の「地域レポーター」が、信用金庫職員だからこそ知っている隠れた名産品や自然景観などを掘り起こし、地域の魅力を発信しております。



「Deep圏央道」の
Instagramはこちらから！

中小企業の経営支援および
地域の活性化のための取り組みの状況

いちはら食の彩りマルシェを開催

令和8年3月に小湊鐵道五井駅「こみなと待合室」にてマルシェを開催しました。地域製品の販売促進や地域の賑わい創出を目的とし、当日は出店者の「こだわり」や「想い」を伝える機会となりました。その他、子どものお楽しみスペースや抽選会、房総昔話かみしばい会といったイベントや、小湊鐵道SL車両撮影会にはお子様連れのファミリー層・鉄道ファン等にご来場いただき、大変盛況となりました。



コマ大戦への協賛

千葉県内の製造業者を中心に平成25年5月に立ち上げ、千葉からモノづくりの魅力を発信することを目的に実施し、自らの技術と誇りをかけて制作したコマで戦う「コマ大戦」に当金庫は協賛しております。



ちばしんきん景況レポート

当金庫営業区域内の中小企業を対象に、景気動向調査を実施しております。

四半期毎にお取引先約500社にアンケートを実施し、地域経済の動向について調査結果を取りまとめ、事業者の皆様の経営にお役立ていただいております。

取引先への企業インタビューなど、お客様の生の声を掲載することで、より現実的な景況感を提供しております。





千葉開府900年記念事業 寄附感謝状贈呈式への参加



当金庫は、千葉開府900年記念事業の趣旨に賛同し、本事業へ寄附を行いました。

これを受けて、令和8年1月27日に行われた「千葉開府900年記念事業寄附感謝状贈呈式」において、千葉市より感謝状が授与されました。



ちばしんきん経営者会



ちばしんきん経営者会は、当金庫お取引先の経営者で構成する会員組織です。

「新しい時代の経営環境に適応できる会員の経営力の向上と、その企業の健全な発展を図ること」を目的として平成2年に発足いたしました。

その時々ニーズに合ったセミナーや、業種の垣根を越えた交流会を企画し、経営者同士のネットワーク構築に貢献しております。(令和8年3月末現在の会員数291名)



信用金庫団体旅行団をお出迎え



千葉県内の5信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）では、信用金庫の会員組織から構成される団体旅行客の来県に際し、歓迎の意を込めて旅行宿泊先等でお出迎えを行いました。

千葉県内の信用金庫が連携し、「オール千葉」で千葉県の観光をアピールすることで、地域の活性化に貢献してまいります。



ちばしんきん金融教室を実施しています



当金庫では、次世代を担う子供たちにお金に関する基本的な知識を身につけてもらうことを目的として、職員による小学校・中学校への訪問、または当金庫店舗において「ちばしんきん金融教室」を実施しております。

各学校からの要望に応じて、信用金庫の役割や各係の仕事、お金の流れや仕組みなどについて説明し、お金や物を計画的に使うことの大切さを伝えています。





当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための態勢（内部統制）の整備、確立を経営の最重要課題として位置づけて取り組んでまいります。

1. 当金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫およびその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 当金庫の監事の職務を補助する職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当金庫の監事への報告に関する体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
11. 当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

千葉信用金庫行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

千葉信用金庫は、地域金融機関として、その社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

千葉信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令等の厳格な遵守

千葉信用金庫は、あらゆる法令等を厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

千葉信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

千葉信用金庫は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

千葉信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

千葉信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

千葉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。



コンプライアンスとは、業務を遂行するうえで関わってくる法令や規則はもとより、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、これまでもその社会的使命と公共的責任を十分に認識し、誠実かつ公正な業務遂行に努めてまいりました。そして、これからもコンプライアンスを経営の基本原則と位置づけ、業務に取り組んでまいります。

コンプライアンス宣言

私たち千葉信用金庫役職員は、「信頼され、期待され、支持され、選ばれる」金融機関を目指して、従来にも増して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

《宣言内容》

- 私たちは、千葉信用金庫「行動綱領」「役職員の行動基準」を遵守します。
- 私たちは、一人ひとりのお客様を大切に、常日頃から良識と良心に従って行動します。
- 私たちは、信用失墜に繋がる、事務ミスや事故、不祥事等の全くない金融機関として、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
- 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、毅然とした態度で反対し、その是正を図ります。

コンプライアンスへの取組

コンプライアンスを実現するためには、組織的かつ効果的な内部統制が図られる必要があります。当金庫では、毎年前年度の取組状況を踏まえ、理事会においてコンプライアンス・プログラム（実践計画）を策定し、計画的に取り組んでおります。また、行動綱領・基準を定め、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配付し、コンプライアンス意識の向上に努めるとともにコンプライアンス・チェックリストにより、日常業務におけるコンプライアンスの取組状況を自己点検しております。

さらに、定期的な研修を実施するとともに毎月各部店において勉強会を実施し、コンプライアンス意識の向上や遵守すべき法令、ルールなどの理解に努めております。なお、金融商品販売にあたっては、勧誘方針を定め、説明責任などコンプライアンスに係る規程等を整備し、誠実な営業活動に努めております。

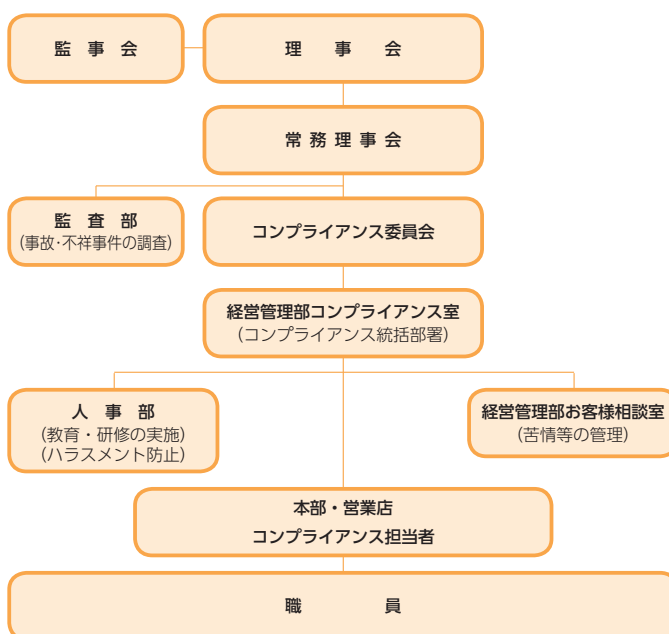
コンプライアンス体制

当金庫は理事会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関とし、理事会・常務理事会は企業倫理の構築のための態勢を整備するとともに「コンプライアンス態勢の基本方針」を定め、周知徹底を図っています。

コンプライアンスを議論する場として「コンプライアンス委員会」を設置し、より効果的なコンプライアンスの推進に努めています。

また、コンプライアンスの統括部署として、経営管理部コンプライアンス室を設置し、役職員の指導・教育を担当するとともに法務リスク管理にあたっています。各部店にはコンプライアンス担当者を設置し、コンプライアンスを基本とした業務運営を徹底しています。

コンプライアンス体制図





当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、法令を遵守し社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1. お客様との取引に際しまして説明を要するすべての取引や商品について、法令等に従い情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。
 2. お客様からの相談や苦情などは、法令等に従いお客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が確保されるよう適切かつ十分に取扱いします。
 3. お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 4. お客様に関する業務を外部業者に委託するにあたりましては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。
 5. お客様との取引にあたりお客様の利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 6. 業務に関したお客様の保護とお客様の利便性の向上のため、当金庫が必要と判断した業務の適切な管理を行います。
- ※本基本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用なさろうとされる方」を意味します。
- ※お客様保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入、金融商品の販売、募集のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) イ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ

＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等

(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号

＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や営業係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲

介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメール（DM）の発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育、結婚・子育て等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため

- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページ他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している個人情報等について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する個人情報等の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の当金庫相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講

じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

<※ホームページに載せるときのみ>

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて
当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。（クッキーとは）

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫の営業店もしくは下記のお客様相談室までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室
住 所：〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目4番1号
電話番号：0120-013-565
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針



当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話によ

- る勧誘については午前8時45分から午後8時までといたします。
ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ）。）
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身（養老）保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く

第三分野の保険商品（医療保険等）の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円
【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円
【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。受付・取次いたします。

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室

電話番号：0120-013-565

受付時間：当金庫営業日の9：00～17：00

金融商品に係る勧誘方針
反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

《基本方針》

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、理事長以下、組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引

および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策に関する基本方針



千葉信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ体系的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当

すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

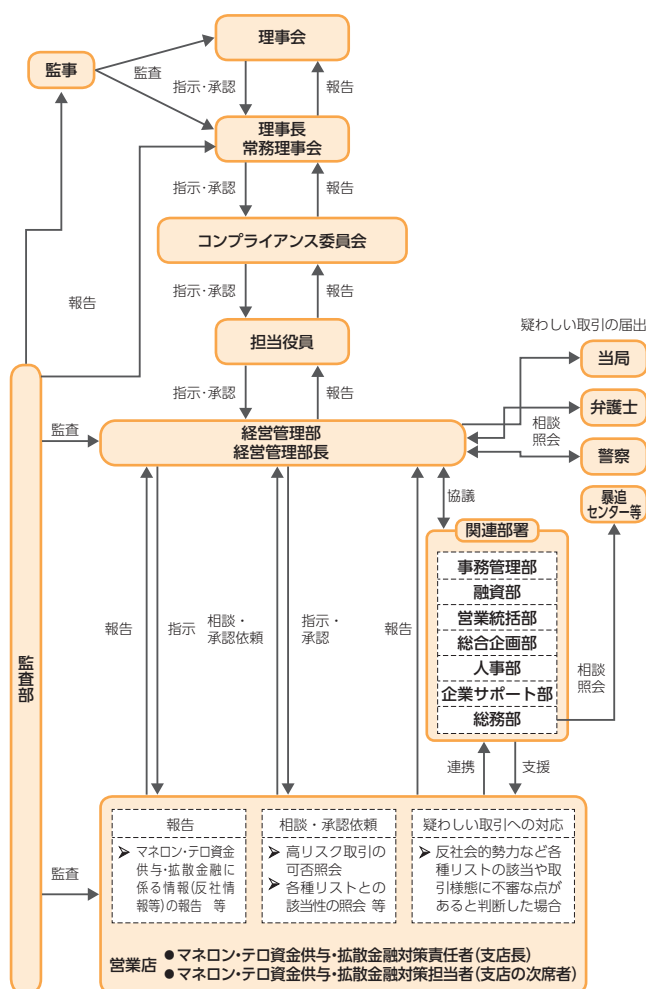
8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策体制図





苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または経営管理部お客様相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

千葉信用金庫 経営管理部 お客様相談室

住 所：〒260-0013 千葉市中央区中央2-4-1
電話番号：0120-013-565
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp
受付日時：当金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体：電話、手紙、Eメール

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、また、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部お客様相談室へご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825
受付日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時 間：9:00~17:00
受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-0031
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：9:30~12:00、13:00~16:00

第一東京弁護士会仲裁センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3595-8588
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：10:00~12:00、13:00~16:00

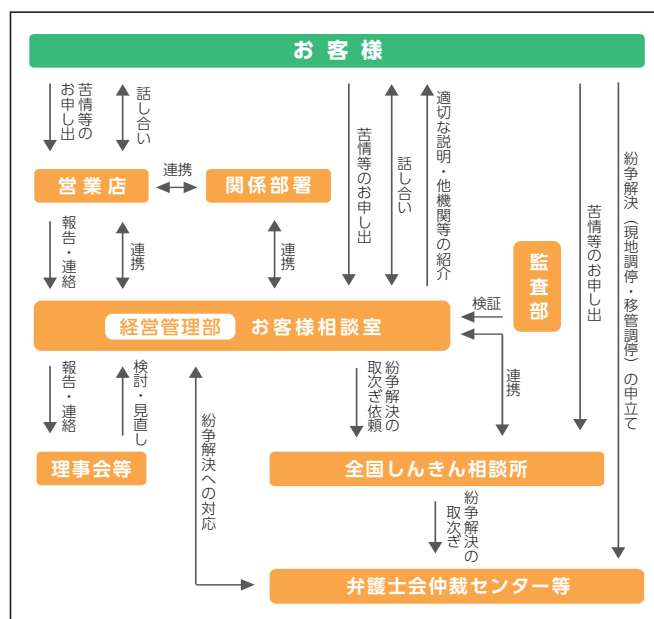
第二東京弁護士会仲裁センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-2249
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部お客様相談室にお尋ねください。

- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。
- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。
7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。
- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理部お客様相談室がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部お客様相談室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



当金庫では、統合的リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、各リスクの担当部署を決め、適切なリスク管理を行っております。また、これらのリスクに対しては、経営管理部がその管理状況を検証し、各リスクを一元的に把握し、理事会および常務理事会においてきめ細かいコントロールを行っております。

今後も、経営の健全性を確保し収益の向上を図るため、リスク管理の強化に取り組んでまいります。

信用リスク

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。当金庫では、貸出金などの推進部門と審査部門を分離し、推進に偏らず厳格な審査体制を採用しております。資産査定については、経営管理部を統括部署として貸出資

産の内容などを厳格に査定し、監査部にて査定手続きの適切性および結果の正確性を検証しております。大口与信先については、融資審査会を定期的開催し、個々の貸出先などへの取組方針を明確にしております。こうした事前の審査や事後の管理を強化することで、貸出資産の健全化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、有価証券

運用について、安全性と流動性を十分考慮し、運用基準などを定め、リスク分散を図りながら効率的に収益の最大化を図る体制を整備しております。また、経営管理部を市場リスク管理の統括部門として、統一的な尺度で計測し、検証、評価をしております。

流動性リスク

流動性リスクとは、調達と運用の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」、および市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不

利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る「市場流動性リスク」のことです。当金庫では、一定の基準を設け、総合企画部が毎日の流動性準備量を検証し、週次・月次では市場資金部が作成する資金繰り表などに基き常務理事会が検証するなど、支払い準備には万全を期しております。





オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算出に含まれる分）のことです。自己資本比率の算出に含まれないものの当金庫

が定義したリスクも含み、以下のものが該当します。オペレーショナル・リスクについては、経営管理部を総合的な管理部署として、その発生防止に努めております。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、事務の正確性向上のため、全ての事務に係る規程・細則などを制

定しております。また、事務指導室による臨店指導や各営業店にて自店検査を実施し、事務処理の厳格化と事故の未然防止に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動などシステムの不具合等に伴い当金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、勘定処理の主要システムはしんきん共同センターに加盟し、各種データの遠隔地保管ならびにバックアップ専用のシステムを完備するなどシ

ステム面の安全対策を講じております。また、「コンティンジェンシープラン（危機管理マニュアル）」を制定し、万一の事故や災害に備えるとともに、サイバー攻撃リスクへの対応として、サイバーセキュリティ管理規程を制定し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めております。

リスク管理態勢

その他オペレーショナル・リスク

その他オペレーショナル・リスクとしては、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」などが該当します。これらのその他オペレーショナル・リスクについては、主管部署を定め、各種管理規程・細則を制定し適切な管理に努めております。

法務リスク……法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失、損害などをいいます。

人的リスク……人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失、損害などをいいます。

有形資産リスク……有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損、損害などをいいます。



ちばしんきん創業支援パッケージ



創業期のお客様を応援します

お申込いただけるお客様

- ・ 設立、創業から5年未満の法人または個人事業主のお客様
- ・ 概ね1年以内の設立、創業を計画している法人または個人事業主のお客様

「ちばしんきん創業支援パッケージ」にお申込みいただくと、様々な特典を受けることができます。
内容をご確認のうえ、ぜひお申込みください！

ちばしんきん 出資会員限定金利優遇定期預金 ちばしんきん 出資会員限定金利優遇定期預金 プレミアム

千葉信用金庫の会員になりませんか？

ご利用いただける方

- ・ 当金庫出資会員の方（法人、個人）
- ※お預入れ期間中は、当金庫の会員であることが条件となります。



NEXTステップ定期積金

将来のために“次の一歩”を踏み出すための定期積金です。

ご利用いただける方

- 法人・個人（個人事業主）の方
- ※個人（個人事業主）の方はアプリでのご契約が可能です。



通常より有利な金利で千葉信用金庫が応援します。



しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」

お客様ご自身の将来やご家族の未来のために、必要な資金をあらかじめ準備できるしんきん相続信託「こころのバトン」や、お子様、お孫様、ご家族へ、生前贈与をサポートするしんきん暦年信託「こころのリボン」をお取り扱いしております。

大切なご家族の未来のために、
心を込めて、ご準備してみませんか。



相続定期預金 ～ 想いのリレー ～



大切な想いをしっかりバトンタッチ

ご利用いただける方

当金庫または他の金融機関での相続手続完了後1年以内に、
相続により取得した金融資産を原資にお預けいただける個人の方

ちばしんきん信寿倶楽部

ちばしんきん信寿倶楽部は、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）のお受取り口座を千葉信用金庫にご指定いただいているお客様を対象にした会員組織です。

年1回の年金プレゼントや、1口500万円以下でお預入れいただける金利上昇の定期預金「ちばしんきん信寿定期」のお取扱いのほか、「秋の旅行会」「新春観劇会」を会員価格でご案内いたします。

ちばしんきん シニア応援定期

ご利用いただける方
ご契約時55歳以上
の個人の方



ちばしんきん 信寿定期

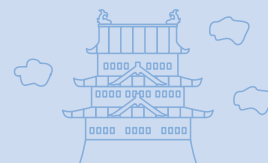
ご利用いただける方

- ・当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）を受給されている方
- ・新たに当金庫に公的年金のお受取り口座をご指定をいただいた方
- ・ご契約時60歳以上であり、当金庫に公的年金のお受取りをご予約いただいた方

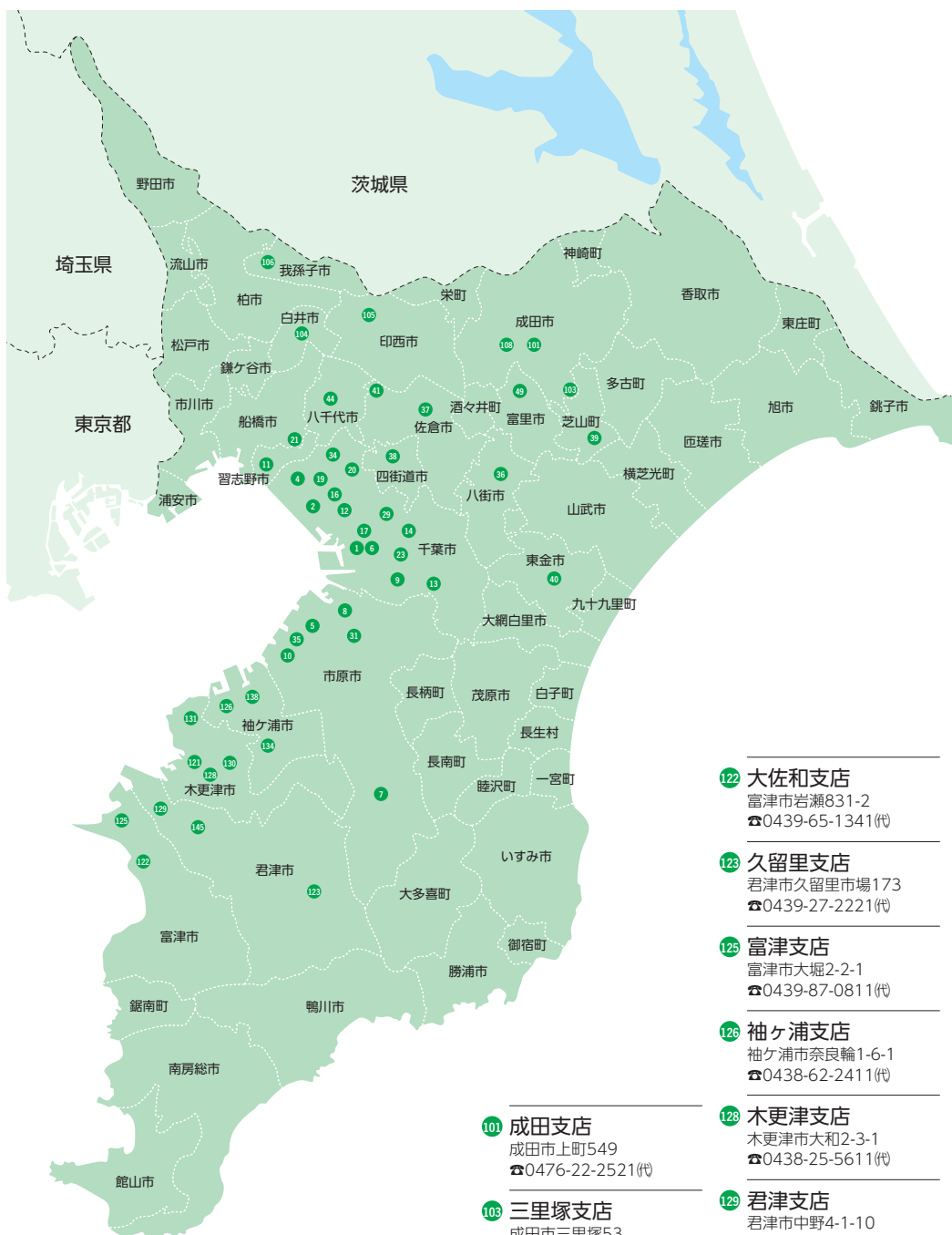


金利は令和8年7月末現在のものとなります。
金利についての詳細は、当金庫の店頭窓口または、営業担当までお問合せください。

店舗一覽 (千葉県地図)



- 1 本店・6 寒川支店
千葉市中央区中央2-4-1
☎043-225-1118(代)
- 2 稲毛支店
千葉市稲毛区稲毛東3-16-9
☎043-243-9101(代)
- 4 幕張支店
千葉市花見川区幕張町5-478-2
☎043-273-7161(代)
- 5 五井支店
市原市五井中央西1-21-18
☎0436-22-1196(代)
- 7 牛久支店
市原市牛久897-7
☎0436-92-1251(代)
- 8 八幡支店
市原市八幡1073
☎0436-41-1351(代)
- 9 白旗支店
千葉市中央区白旗3-11-13
☎043-264-7373(代)
- 10 姉崎支店
市原市姉崎660-1
☎0436-61-5111(代)
- 11 津田沼支店
習志野市津田沼5-14-5
☎047-453-4171(代)
- 12 作草部支店
千葉市稲毛区作草部1-12-3
☎043-253-1511(代)
- 13 誉田支店
千葉市緑区誉田町3-24-1
☎043-291-2221(代)
- 14 桜木支店
千葉市若葉区桜木4-16-1
☎043-232-2591(代)
- 16 園生支店
千葉市稲毛区園生町174-5
☎043-255-1411(代)
- 17 千葉駅北口支店
千葉市中央区弁天1-15-3
☎043-206-3611(代)
- 19 花園支店
千葉市花見川区花園5-3-7
☎043-273-2021(代)
- 20 園生草野支店
千葉市稲毛区園生町406-66
☎043-287-0711(代)
- 21 三山支店
船橋市三山8-33-1
☎047-476-0711(代)
- 23 都町支店
千葉市中央区都町1-18-10
☎043-233-0001(代)
- 29 都賀支店
千葉市若葉区西都賀1-14-5
☎043-251-1105(代)
- 31 国分寺台支店
市原市国分寺台中央7-1-7
☎0436-21-2151(代)



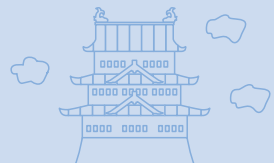
- 34 千種支店
千葉市花見川区千種町107-3
☎043-257-5501(代)
- 35 青柳支店
市原市青柳1706-1
☎0436-21-6111(代)
- 36 八街中央支店
八街市中央9-11
☎043-443-2021(代)
- 37 佐倉支店
佐倉市大崎台1-1-4
☎043-484-2021(代)
- 38 四街道支店
四街道市中央1-7
☎043-422-2331(代)

- 39 芝山支店
山武郡芝山町小池1127-1
☎0479-77-1415(代)
- 40 東金支店
東金市東金1050
☎0475-52-4131(代)
- 41 志津支店
佐倉市上志津1825
☎043-487-7281(代)
- 44 大和田支店
八千代市大和田287
☎047-484-1081(代)
- 49 富里支店
富里市七栄320
☎0476-93-1225(代)

- 101 成田支店
成田市上町549
☎0476-22-2521(代)
- 103 三里塚支店
成田市三里塚53
☎0476-35-2011(代)
- 104 白井支店
白井市笹塚2-1-3
☎047-492-0301(代)
- 105 印西支店
印西市大森3809
☎0476-42-2611(代)
- 106 我孫子支店
我孫子市寿2-3-5
☎04-7182-1301(代)
- 108 赤坂支店
成田市赤坂2-1-16
☎0476-26-3211(代)
- 121 中央支店
木更津市中央1-4-6
☎0438-25-2121(代)

- 122 大佐和支店
富津市岩瀬831-2
☎0439-65-1341(代)
- 123 久留里支店
君津市久留里市場173
☎0439-27-2221(代)
- 125 富津支店
富津市大堀2-2-1
☎0439-87-0811(代)
- 126 袖ヶ浦支店
袖ヶ浦市奈良輪1-6-1
☎0438-62-2411(代)
- 128 木更津支店
木更津市大和2-3-1
☎0438-25-5611(代)
- 129 君津支店
君津市中野4-1-10
☎0439-52-2266(代)
- 130 清見台支店
木更津市清見台南1-1-1
☎0438-98-4711(代)
- 131 岩根支店
木更津市高砂2-4-34
☎0438-41-5111(代)
- 134 平川支店
袖ヶ浦市横田1211-1
☎0438-75-6111(代)
- 138 長浦支店
袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1
☎0438-62-3411(代)
- 145 君津東支店
君津市南子安4-21-10
☎0439-52-3911(代)

店舗外ATMコーナー



地 区	店 名	住 所
千 葉 市	西友西千葉店出張所	千葉市中央区春日2-20-9
	浜野出張所	千葉市中央区浜野町667
	検見川出張所	千葉市花見川区検見川町2-479
	幕張本郷出張所	千葉市花見川区幕張本郷7-5-38
	山王出張所	千葉市稲毛区山王町374-2
	みつわ台出張所	千葉市若葉区みつわ台2-35-1
	オリンピック千葉桜木店出張所	千葉市若葉区桜木北1-2-4
	イオンタウンおゆみ野出張所	千葉市緑区おゆみ野南5-37-1
	土気出張所	千葉市緑区あすみが丘1-20-1
	千葉市地方卸売市場出張所	千葉市美浜区高浜2-2-1 千葉市地方卸売市場内
	イオンモール幕張新都心出張所	千葉市美浜区豊砂1-1
船 橋 市	習志野駅前出張所	船橋市薬円台4-14-6
木 更 津 市	君津中央病院出張所	木更津市桜井1010
	VERY FOODS 尾張屋岩根店出張所	木更津市高砂2-1-18
	アピタ木更津店出張所	木更津市ほたる野4-2-48
	桜井出張所	木更津市桜井新町4-2
	清川出張所	木更津市清川2-6-6
	まくた出張所	木更津市茅野12-2
	畑沢出張所	木更津市畑沢3-13-9
	イオンモール木更津出張所	木更津市築地1-4

地 区	店 名	住 所
成 田 市	イオン成田店出張所	成田市ウィング土屋24
	美郷台出張所	成田市美郷台2-1-5
佐 倉 市	うすい出張所	佐倉市王子台2-13-11
市 原 市	MEGAドン・キホーテUNY市原店出張所	市原市青柳北1-1
	青葉台出張所	市原市青葉台2-8-5
君 津 市	アピタ君津店出張所	君津市久保1-1-1
	八重原出張所	君津市南子安8-3-8
	ジョイフル本田君津店出張所	君津市外箕輪3-7
	小糸出張所	君津市中島262-2
富 津 市	イオンタウン君津出張所	君津市中野5-17-1
	イオン富津ショッピングセンター出張所	富津市青木1-5-1
	富津南出張所	富津市富津1755
八 街 市	天羽出張所	富津市湊13-1
	イオン八街店出張所	八街市文達301
富 里 市	日吉台出張所	富里市日吉台4-6
山 武 市	日向出張所	山武市木原217-12
印 旛 郡 栄 町	ナリタヤ安食店出張所	印旛郡栄町安食2170-1
山武郡芝山町	高根病院出張所	山武郡芝山町岩山2308

□ATMご利用手数料

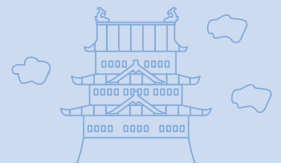
●お引出し

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
他行・郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

●お預入れ

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 21:00	無料
	土曜日	8:00 ~ 21:00	無料
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	無料
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円
郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

※ご利用時間帯は、キャッシュコーナー営業時間とは異なります。
 ※お借入やご返済に係る一部のお取引につきまして、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるATM利用手数料と実際にお客様にご負担いただくATM利用手数料が相違する（お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる）場合がございます。対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合には110円まで、お借入またはご返済金額が1万円を超える場合には220円までといたします。



大 正

大正13年6月4日 有限責任千葉信用組合として発足

昭 和

昭和16年10月 稲毛出張所開設
 昭和18年4月 市街地信用組合法に基づき千葉信用組合に組織変更
 昭和24年11月 幕張出張所開設
 昭和25年2月 五井出張所開設
 昭和25年12月 寒川出張所開設
 昭和26年10月 信用金庫法に基づき千葉信用金庫に組織変更
 理事長 児島健爾 就任
 昭和27年1月 理事長 奥山秀蔵 就任
 昭和28年11月 牛久支店開設
 昭和28年12月 創立30周年ならびに本店店舗落成記念式典挙行
 昭和33年7月 八幡支店開設
 昭和37年12月 今井支店（現白旗支店）開設
 昭和39年7月 姉崎支店開設
 昭和41年1月 習志野市実籾地区に業務地区を拡張
 昭和41年5月 理事長 迎久輔 就任
 昭和41年7月 市川市、木更津市ほか15地区に業務地区を拡張
 昭和42年6月 日本銀行と当座取引開始
 昭和43年3月 津田沼支店開設
 昭和45年12月 新本店店舗（現在の社屋）落成
 昭和46年5月 理事長 白石信夫 就任
 昭和46年7月 作草部支店開設
 昭和46年9月 成田市、東金市ほか3地区に業務地区を拡張
 昭和47年12月 誉田支店開設
 昭和49年5月 理事長 佐野確 就任
 昭和49年6月 創立50周年記念式典挙行
 昭和49年7月 桜木支店開設
 昭和51年5月 理事長 斎藤隆 就任
 昭和51年11月 園生支店開設
 昭和51年12月 預金量1,000億円達成
 昭和53年11月 新町支店（現千葉駅北口支店）開設
 昭和54年5月 理事長 平沢芳夫 就任
 昭和54年9月 融資量1,000億円達成
 昭和55年6月 新検見川支店（現花園支店）開設
 昭和55年11月 園生草野支店開設
 昭和55年12月 三山支店開設
 昭和56年2月 印旛郡白井町ほか2地区に業務地区を拡張
 昭和56年10月 都町支店開設
 昭和59年3月 預金量2,000億円達成
 昭和59年6月 創立60周年記念式典挙行
 昭和60年11月 四街道支店開設
 昭和61年5月 理事長 三橋勤 就任
 昭和61年7月 都賀支店開設
 昭和62年10月 新検見川支店を花園支店と改称、新検見川支店検見川特別出張所を検見川支店に昇格
 昭和63年12月 預金量3,000億円達成

平 成

平成元年3月 国分寺支店開設
 平成元年10月 外国為替業務認可、外国為替業務開始
 平成2年5月 融資量2,000億円達成
 平成2年10月 日本銀行と手形割引及び手形貸付取引開始
 平成3年9月 融資量3,000億円達成
 平成3年11月 千種支店開設
 平成4年5月 千葉市政令都市移行による出資最低限度引き上げ（1万円に変更）
 平成4年8月 CI計画導入宣言
 平成5年9月 預金量4,000億円達成
 平成5年10月 新理念発表
 平成5年12月 金庫マーク、金庫カラー、庫名ロゴタイプを制定
 平成6年6月 創立70周年記念式典挙行
 平成6年11月 青柳支店開設
 平成10年1月 自営オンラインを信金東京共同事務センターへ移行
 平成10年2月 両総信用金庫と合併（51店舗）
 平成10年3月 会計監査人による法定監査開始
 平成10年5月 新町支店リニューアルオープン
 千葉駅北口支店に改称
 平成11年3月 郵貯ATMとの相互利用開始
 平成11年7月 テレホンバンクの取り扱い開始
 平成12年10月 投信窓販の取り扱い開始
 平成13年4月 保険窓販の取り扱い開始
 平成14年1月 木更津信用金庫、成田信用金庫と合併（83店舗）
 新生「千葉信用金庫」初代理事長に本橋昭 就任
 平成14年12月 生保窓販の取り扱い開始
 平成15年2月 佐原支店を佐原信用金庫へ事業譲渡
 平成15年6月 理事長 名取始 就任
 平成15年7月 IYバンク銀行との提携によりセブン・イレブン等のATMサービス利用開始
 平成16年5月 しんきんビジネス・マッチングサービス開始
 平成16年6月 創立80周年
 平成16年8月 園生草野支店リニューアルオープン
 コラボ産学官千葉支部発足
 平成19年3月 四街道東支店リニューアルオープン
 理事長 伊谷啓 就任
 平成19年6月 四街道東支店を「四街道支店」、木更津営業部を「木更津支店」、成田営業部を「成田支店」に改称
 平成19年11月 中央支店リニューアルオープン
 平成20年10月 「生体認証ICキャッシュカード」取り扱い開始
 平成21年8月 成田支店リニューアルオープン
 平成23年10月 JR東日本駅構内等ATM「ビューアルッテ」利用提携開始
 平成24年11月 「経営革新等支援機関」の認定を受ける
 平成25年2月 でんさいネットサービス開始
 平成25年9月 八街中央支店リニューアルオープン

平成26年6月

創立90周年
 預金量1兆円達成

平成28年6月

理事長 宮澤英男 就任

平成29年1月

富里支店リニューアルオープン

平成30年11月

白井支店リニューアルオープン

平成30年12月

圏央道アライアンス調印
 （千葉信金、埼玉縣信金、多摩信金、水戸信金）

平成31年4月

ビジネスマッチングサイト
 Chiba Big Advance
 取り扱い開始

令 和

令和2年3月

千葉信用金庫「SDGs宣言」

令和3年1月

女性活躍推進法に基づく「えるばし認定」取得

令和3年8月

「飲酒運転根絶宣言」

令和3年12月

三井住友海上火災保険株式会社との「SDGsに関する包括連携協定」締結

令和4年4月

ちばしんきんビジネスマッチングサービス（当金庫内）取り扱い開始

令和4年11月

宮澤 英男理事長 黄綬褒章受章
 ちばしんきんビジネスサポートローン取り扱い開始

令和5年4月

平川支店リニューアルオープン

令和5年11月

誉田支店リニューアルオープン

令和6年4月

職員向け「入園・入学祝い金制度」および「奨学金返済サポート制度」創設
 千葉県社会福祉協議会が運営する「児童養護施設等退所者に対する奨学金基金」へ寄付金贈呈

令和6年5月

寒川支店 本店内へ移転
 ちばしんきんコラボ産学官を解散し、事業は千葉信用金庫へ引継ぎ
 津田沼支店リニューアルオープン

令和6年6月4日

創立100周年
 「千葉県共同募金会」、「千葉いのちの電話」へ寄付金贈呈

令和6年6月

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんプラス認定」取得

令和6年8月

ZOZOマリンスタジアムにて冠協賛試合「ちばしんきん100周年ナイター」実施

令和6年9月

「千葉県共同募金会（千葉県内の児童養護施設）」へ寄付金贈呈

令和6年10月

「千葉県ライオンズクラブ 子ども食堂支援基金」へ寄付金贈呈

令和7年10月

千葉県警察本部との「詐欺等の対策高度化のための連携協定」締結
 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部と千葉県信用金庫協会 会員信用金庫の人材支援に関する連携協定締結
 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」制定

令和8年6月

理事長 石橋英樹 就任

資料編目次

財務諸表.....37	連結情報.....53
貸借対照表 損益計算書 剰余金処分計算書	千葉信用金庫グループの主要な事業の内容 子会社の状況 令和7年度事業の概況 主要な連結経営指標の推移 連結財務諸表の作成方針 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 信用金庫法開示債権 事業の種類別セグメント情報
経営指標.....43	自己資本の充実の状況等について.....60
業務純益・業務粗利益 資金運用収支の内訳 受取・支払利息の増減 総資金利鞘 総資産利益率 役務取引の状況 経費の内訳	I. 単体における事業年度の開示事項.....62
預金業務.....46	1. 自己資本の構成に関する事項
預金積金及び譲渡性預金平均残高 定期預金残高（期末残高）	2. 定量的な開示事項
融資業務.....47	(1) 自己資本の充実度に関する事項
貸出金平均残高 貸出金残高 貸出金の担保別内訳 債務保証見返の担保別内訳 貸出金使途別残高 預貸率 貸倒引当金内訳 貸出金償却	(2) 信用リスクに関する事項
信用金庫法開示債権に対する担保・保証 及び引当金の引当・保全状況.....49	(3) 信用リスク削減手法に関する事項
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 危険債権 要管理債権 三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 保全額 個別貸倒引当金 一般貸倒引当金 担保・保証等 保全率 引当率 正常債権 総与信残高	(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項
有価証券.....50	(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
商品有価証券平均残高 有価証券の残存期間別残高 保有有価証券平均残高 預証率	(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する 事項
有価証券の時価情報.....51	(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項
売買目的有価証券 満期保有目的の債券 市場価格のない株式等及び組合出資金 その他有価証券	(8) 金利リスクに関する事項
金銭の信託.....52	II. 連結会計年度の開示事項.....73
デリバティブ取引.....52	1. 自己資本の構成に関する事項
外国為替業務.....52	2. 定量的な開示事項
	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人 等であるもののうち、自己資本比率規制上の所 要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資 本を下回った額の総額
	(2) 自己資本の充実度に関する事項
	(3) 信用リスクに関する事項
	(4) 信用リスク削減手法に関する事項
	(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項
	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
	(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する 事項
	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項
	(9) 金利リスクに関する事項
	退職給付会計に関する事項.....84
	役職員の報酬体系に関する事項.....85



事業年度における財務諸表

▶ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
(資産の部)		
現金	12,603	14,215
預け金	330,795	315,094
買入金銭債権	144	78
有価証券	178,821	176,041
国債	30,196	28,854
地方債	41,497	34,926
社債	46,691	52,089
株式	72	72
その他の証券	60,362	60,097
貸出金	611,616	617,766
割引手形	1,232	495
手形貸付	29,142	30,639
証書貸付	565,208	571,739
当座貸越	16,032	14,892
その他資産	7,752	7,999
未決済為替貸	407	333
信金中金出資金	5,202	5,202
前払費用	57	53
未収収益	1,466	1,763
その他の資産	617	645
有形固定資産	15,119	14,798
建物	3,504	3,265
土地	10,641	10,297
リース資産	2	1
建設仮勘定	—	42
その他の有形固定資産	970	1,191
無形固定資産	216	189
ソフトウェア	123	96
その他の無形固定資産	93	93
繰延税金資産	3,417	3,350
債務保証見返	229	284
貸倒引当金	△2,523	△2,674
(うち個別貸倒引当金)	(△1,259)	(△1,648)
資産の部合計	1,158,192	1,147,145

科 目	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	1,132,277	1,125,636
当座預金	16,058	14,621
普通預金	726,425	716,292
貯蓄預金	5,159	4,823
通知預金	1,185	132
定期預金	364,872	371,732
定期積金	8,412	7,627
その他の預金	10,164	10,405
その他負債	3,075	3,566
未決済為替借	435	409
未払費用	967	1,366
給付補填備金	5	10
未払法人税等	18	18
前受収益	163	180
払戻未済金	90	78
職員預り金	617	564
リース債務	2	1
資産除去債務	63	64
その他の負債	711	871
賞与引当金	290	309
退職給付引当金	162	106
役員退職慰労引当金	82	96
睡眠預金払戻損失引当金	179	177
偶発損失引当金	193	202
再評価に係る繰延税金負債	1,261	1,210
債務保証	229	284
負債の部合計	1,137,754	1,131,589
(純資産の部)		
出資金	17,858	17,708
普通出資金	7,858	7,708
優先出資金	10,000	10,000
資本剰余金	3,806	3,806
資本準備金	3,806	3,806
利益剰余金	15,367	16,121
利益準備金	3,636	3,829
その他利益剰余金	11,731	12,292
特別積立金	7,000	7,000
(うち優先出資 消却積立金)	(7,000)	(7,000)
当期末処分剰余金	4,731	5,292
処分未済持分	△259	△192
会員勘定合計	36,774	37,443
その他有価証券評価差額金	△17,984	△23,613
土地再評価差額金	1,649	1,726
評価・換算差額等合計	△16,335	△21,887
純資産の部合計	20,438	15,556
負債及び純資産の部合計	1,158,192	1,147,145

貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～49年
その他	3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,999百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から費用処理しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金提出割合（令和7年3月分）0.8075%
- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金155百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】2,674百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【繰延税金資産】3,350百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【有形固定資産】14,798百万円

【無形固定資産】189百万円

固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積もっております。当該見積りも、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産および無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 子会社等の株式又は出資金の総額10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額13,975百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,522百万円
危険債権額	10,247百万円
三月以上延滞債権額	46百万円
貸出条件緩和債権額	1,987百万円
合計額	17,803百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は495百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	3,009百万円
	現金	8百万円
担保資産に対応する債務	預金債権	0百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入れております。また、その他の資産のうち保証金は189百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△4,139百万円であります。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私寡（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,862百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額 56円92銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する率制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,554百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（＊1）	315,094	305,308	△9,786
(2) 有価証券	175,959	173,073	△2,886
満期保有目的の債券	47,464	44,578	△2,886
その他有価証券（＊3）	128,495	128,495	—
(3) 貸出金（＊1）	617,766	—	—
貸倒引当金（＊2）	△2,636	—	—
	615,129	610,489	△4,640
金融資産計	1,106,183	1,088,871	△17,312
(1) 預金積金（＊1）	1,125,636	1,120,437	△5,198
金融負債計	1,125,636	1,120,437	△5,198

（＊1） 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3） その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	10
非上場株式（＊1）	62
組合出資金（＊2）	9
合 計	82

（＊1） 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	118,594	61,500	124,000	11,000
有価証券	10,833	52,443	54,395	44,251
満期保有目的の債券	—	12,664	34,799	—
その他有価証券のうち満期があるもの	10,833	39,779	19,595	44,251
貸出金(※)	113,952	194,849	127,291	162,366
合 計	243,379	308,792	305,686	217,617

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	972,802	152,420	31	383
合 計	972,802	152,420	31	383

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,723	21,780	△1,942
	地方債	—	—	—
	社債	20,070	19,235	△835
	その他	3,670	3,561	△108
	小 計	47,464	44,578	△2,886
合 計		47,464	44,578	△2,886

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	2,539	2,536	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,539	2,536	2
	その他	16,032	14,881	1,150
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	18,571	17,417	1,153
	株式	—	—	—
	債券	69,537	87,077	△17,540
	国債	5,130	5,927	△796
	地方債	34,926	49,444	△14,517
	社債	29,479	31,705	△2,226
合 計	その他	40,385	47,613	△7,227
	小 計	109,923	134,690	△24,767
合 計		128,495	152,108	△23,613

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	4,876	—	1,146
国債	4,876	—	1,146
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	4,876	—	1,146

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、外国証券1,156百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べて30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べて30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は36,015百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が19,630百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,170百万円
貸倒引当金	7,791百万円
退職給付引当金	1,097百万円
その他	907百万円
繰延税金資産小計	10,967百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	7,616百万円
評価性引当額小計	7,616百万円
繰延税金資産合計	3,350百万円

繰延税金負債	—百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	3,350百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和8年3月31日) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	1,170	1,170
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	1,170	1,170(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の収益力の見積もりにより課税所得の発生が見込めるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

▶ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)	第103期 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで)
経常収益	14,807,269	17,139,825
資金運用収益	12,523,116	15,335,079
貸出金利息	8,643,699	10,128,475
預け金利息	1,923,802	2,776,819
コールローン利息	—	17,920
有価証券利息配当金	1,833,149	2,284,957
その他の受入利息	122,465	126,905
役務取引等収益	1,459,101	1,499,348
受入為替手数料	514,565	514,660
その他の役務収益	944,535	984,687
その他業務収益	36,932	24,060
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	327	542
その他の業務収益	36,604	23,518
その他経常収益	788,118	281,337
貸倒引当金戻入益	516,246	—
償却債権取立益	252,727	268,153
株式等売却益	400	1,543
その他の経常収益	18,743	11,640
経常費用	12,550,689	16,109,141
資金調達費用	708,413	2,233,867
預金利息	704,028	2,221,688
給付補填備金繰入額	1,053	9,000
その他の支払利息	3,331	3,178
役務取引等費用	1,395,158	1,430,348
支払為替手数料	153,811	153,142
その他の役務費用	1,241,346	1,277,205
その他業務費用	819,741	2,408,293
国債等債券売却損	193,813	1,146,256
国債等債券償還損	620,248	97,619
国債等債券償却	—	1,156,625
その他の業務費用	5,678	7,792
経費	9,105,170	9,064,480
人件費	5,592,795	5,630,606
物件費	3,195,585	3,122,999
税金	316,790	310,874
その他経常費用	522,205	972,151
貸倒引当金繰入額	—	320,581
貸出金償却	115,559	327,036
株式等売却損	2,633	527
その他資産償却	40,651	43,997
その他の経常費用	363,360	280,006
経常利益	2,256,579	1,030,684
特別利益	4,360	306
固定資産処分益	4,360	306
その他の特別利益	—	—
特別損失	321,147	166,476
固定資産処分損	79,699	8,439
減損損失	241,448	158,037
税引前当期純利益	1,939,792	864,514
法人税、住民税及び事業税	18,086	18,082
法人税等調整額	△1,299	67,518
法人税等合計	16,786	85,600
当期純利益	1,923,005	778,914
繰越金（当期首残高）	2,678,301	4,538,991
土地再評価差額金取崩額	130,684	△25,841
優先出資消却積立金取崩額	—	—
自己優先出資消却額	—	—
当期末処分剰余金	4,731,991	5,292,065

損益計算書 注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 127,462千円
- 3. 出資1口当たり当期純利益 5円9銭
- 4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当該事業年度における顧客との契約から生じる収益は1,435,063千円であります。
- 5. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千 葉 市	店舗	建物他	545千円
千 葉 市	店舗	建物他	26,099千円
君 津 市	店舗	ソフトウェア	183千円
成 田 市	ATM稼働店舗	土地及び建物	53,287千円
木 更 津 市	ATM稼働店舗	建物他	1,555千円
木 更 津 市	ATM稼働店舗	土地及び建物	76,365千円
合 計			158,037千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラウンド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所、ATM稼働店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額158,037千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)	第103期 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで)
当期末処分剰余金	4,731,991	5,292,065
剰余金処分額	193,000	78,000
利益準備金	193,000	78,000
普通出資に対する配当金	—	—
優先出資に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
(うち優先出資消却積立金)	—	—
繰越金（当期末残高）	4,538,991	5,214,065

令和7年6月18日開催の第102回通常総代会及び、令和8年6月25日開催の第103回通常総代会で報告を行った令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月26日

千 葉 信 用 金 庫

理 事 長 石 橋 英 樹

経営指標

▶ 業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
業務純益	2,005,150	1,974,090
資金運用収支	11,814,702	13,101,211
資金運用収益	12,523,116	15,335,079
資金調達費用	708,413	2,233,867
役務取引等収支	63,943	69,000
役務取引等収益	1,459,101	1,499,348
役務取引等費用	1,395,158	1,430,348
その他の業務収支	△782,808	△2,384,233
その他業務収益	36,932	24,060
その他業務費用	819,741	2,408,293
業務粗利益	11,095,836	10,785,978
業務粗利益率	0.94%	0.92%
実質業務純益	2,005,150	1,735,348
コア業務純益	2,818,884	4,135,306
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,811,184	4,135,306

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
資金運用勘定	1,169,918	1,165,109	12,523,116	15,335,079	1.07	1.31
うち貸出金	604,234	614,611	8,643,699	10,128,475	1.43	1.64
うち預け金	380,795	345,294	1,923,802	2,776,819	0.50	0.80
うち有価証券	179,407	197,362	1,833,149	2,284,957	1.02	1.15
資金調達勘定	1,163,654	1,156,852	708,413	2,233,867	0.06	0.19
うち預金積金	1,162,996	1,156,222	705,082	2,230,689	0.06	0.19
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（第102期 2,828百万円、第103期 2,805百万円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	第102期 (令和7年3月31日)			第103期 (令和8年3月31日)		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受取利息	△4,513	1,059,237	1,054,724	△52,493	2,864,456	2,811,962
うち貸出金	63,822	211,011	274,834	155,458	1,329,317	1,484,776
うち預け金	84,906	757,037	841,944	△156,929	1,009,946	853,016
うち有価証券	△1,397,754	1,337,615	△60,139	198,726	253,081	451,808
支払利息	94	653,029	653,124	△4,126	1,529,580	1,525,453
うち預金積金	102	653,271	653,374	△4,112	1,529,719	1,525,607
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 総資金利鞘

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
資金運用利回	1.07%	1.31%
資金調達原価率	0.84%	0.97%
総資金利鞘	0.23%	0.34%

▶ 総資産利益率（ROA）

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
総資産経常利益率	0.18%	0.08%
総資産当期純利益率	0.15%	0.06%

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

▶ 役務取引の状況

(単位：千円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
役務取引等収益	1,459,101	1,499,348
受入為替手数料	514,565	514,660
その他の受入手数料	944,535	984,687
役務取引等費用	1,395,158	1,430,348
支払為替手数料	153,811	153,142
その他の支払手数料	6,749	5,819
その他の役務取引等費用	1,234,597	1,271,386

▶ 経費の内訳

(単位：千円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
人件費	5,592,795	5,630,606
報酬給料手当	4,353,670	4,383,409
退職給付費用	578,696	571,141
その他	660,428	676,056
物件費	3,195,585	3,122,999
事務費	1,412,405	1,374,253
固定資産費	650,464	680,464
事業費	230,614	207,567
人事厚生費	106,018	83,121
減価償却費	626,709	606,270
有形固定資産償却	572,931	560,710
無形固定資産償却	53,777	45,559
その他	169,372	171,322
税金	316,790	310,874
合 計	9,105,170	9,064,480

預金業務

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
流動性預金	771,419	768,630
うち有利息預金	671,491	672,407
定期性預金	386,739	382,612
うち固定金利定期預金	377,659	374,329
うち変動金利定期預金	142	133
その他預金	4,837	4,979
小計	1,162,996	1,156,222
譲渡性預金	—	—
合計	1,162,996	1,156,222

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 定期預金残高（期末残高）

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
定期預金	364,872	371,732
固定金利定期預金	364,573	371,443
変動金利定期預金	139	129
その他	159	159

融資業務

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
割引手形	1,400	859
手形貸付	27,966	29,637
証書貸付	561,216	570,164
当座貸越	13,650	13,950
合 計	604,234	614,611

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸出金残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
貸出金	611,616	617,766
変動金利	385,027	386,739
固定金利	226,588	231,027

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
当金庫預金積金	3,882	3,865
有価証券	8	—
動産	—	—
不動産	120,878	119,753
その他	0	3
小 計	124,769	123,623
信用保証協会・信用保険	159,008	159,827
保証	154,476	157,220
信用	173,363	177,095
合 計	611,616	617,766

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
当金庫預金積金	65	37
不動産	56	158
その他物的担保	0	0
小 計	122	195
信用保証協会・信用保険	72	67
保証	—	—
信用	34	21
合 計	229	284

▶ 貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)		第103期 (令和8年3月31日)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	320,059	52.3%	320,896	51.9%
運転資金	291,557	47.7%	296,870	48.0%
合 計	611,616	100.0%	617,766	100.0%

▶ 預貸率

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
期末預貸率	54.01%	54.88%
期中平均預貸率	51.95%	53.15%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	第102期(令和7年3月31日)	1,297	1,264	—	1,297	1,264
	第103期(令和8年3月31日)	1,264	1,026	—	1,264	1,026
個別貸倒引当金	第102期(令和7年3月31日)	1,828	1,259	86	1,742	1,259
	第103期(令和8年3月31日)	1,259	1,648	170	1,088	1,648
合 計	第102期(令和7年3月31日)	3,126	2,523	86	3,040	2,523
	第103期(令和8年3月31日)	2,523	2,674	170	2,353	2,674

▶ 貸出金償却

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
貸出金償却	115	327

信用金庫法開示債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,387	5,522
危険債権	10,017	10,247
要管理債権	2,467	2,033
三月以上延滞債権	69	46
貸出条件緩和債権	2,398	1,987
小計 (A)	17,873	17,803
保全額 (B)	13,744	14,321
個別貸倒引当金 (C)	1,259	1,648
一般貸倒引当金 (D)	439	255
担保・保証等 (E)	12,046	12,417
保全率 (B)／(A) (%)	76.90	80.43
引当率 ((C)+(D))／((A)-(E)) (%)	29.15	35.34
正常債権 (F)	596,702	602,738
総与信残高 (A)+(F)	614,575	620,541

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券

▶ 商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	—	23,689	6,507	—
地方債	—	540	—	40,957	—
社債	2,439	18,647	8,716	14,167	2,720
株式	—	—	—	—	72
外国証券	1,497	16,725	5,469	21,152	—
その他証券	1,282	3,954	1,006	—	9,273
合 計	5,218	39,867	38,881	82,785	12,067
	第103期 (令和8年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	—	25,146	3,708	—
地方債	1,968	8,401	9,840	14,716	—
社債	1,962	27,505	13,400	8,219	1,001
株式	—	—	—	—	72
外国証券	3,488	15,054	5,193	17,607	—
その他証券	3,413	1,481	814	—	13,043
合 計	10,833	52,443	54,395	44,251	14,117

▶ 保有有価証券平均残高

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
国債	20,286	27,975
地方債	52,108	50,368
社債	39,213	51,914
株式	72	72
外国証券	48,132	49,102
その他証券	19,594	17,929
合 計	179,407	197,362

(注) 商品有価証券は保有していません。

▶ 預証率

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
期末預証率	15.79%	15.63%
期中平均預証率	15.42%	17.06%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

▶ 売買目的有価証券

該当ありません。

▶ 満期保有目的の債券

	種類	第102期 (令和7年3月31日)			第103期 (令和8年3月31日)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	900	900	0	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	900	900	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,689	23,013	△675	23,723	21,780	△1,942
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,392	15,081	△310	20,070	19,235	△835
	その他	4,500	4,437	△62	3,670	3,561	△108
	小計	43,581	42,532	△1,048	47,464	44,578	△2,886
合計		44,481	43,433	△1,048	47,464	44,578	△2,886

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

▶ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	62	62
組合出資金	11	9
合 計	84	82

▶ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	第102期 (令和7年3月31日)			第103期 (令和8年3月31日)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	6,672	6,634	37	2,539	2,536	2
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,672	6,634	37	2,539	2,536	2
	その他	13,079	12,149	930	16,032	14,881	1,150
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	19,751	18,783	967	18,571	17,417	1,153
	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	71,732	84,263	△12,531	69,537	87,077	△17,540
	国債	6,507	8,013	△1,506	5,130	5,927	△796
	地方債	41,497	51,315	△9,817	34,926	49,444	△14,517
	社債	23,727	24,934	△1,207	29,479	31,705	△2,226
合計	その他	42,772	49,193	△6,420	40,385	47,613	△7,227
	小計	114,504	133,456	△18,952	109,923	134,690	△24,767
合計		134,255	152,240	△17,984	128,495	152,108	△23,613

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

外国為替業務

該当ありません。

連結情報

▶ 千葉信用金庫グループの主要な事業の内容

千葉信用金庫グループは、当金庫および子会社「株式会社ちばしんビジネスサービス」で構成され、子会社は、事務処理代行業務などの千葉信用金庫の付随業務を中心に事業を行っております。



▶ 子会社の状況

会 社 名：株式会社 ちばしんビジネスサービス

所 在 地：千葉市稲毛区園生町1105番地

主な業務内容：当金庫業務の受託および帳票類の購入管理等

設 立 年 月 日：昭和62年 5 月22日

資 本 金：10百万円 当金庫議決権比率：100% 子会社等の議決権比率：0%

令和8年3月31日に株式会社ちばしんビジネスサービスは解散しました。

▶ 令和7年度 事業の概況

令和7年度の連結総資産額は前期比110億円減少して1兆1,471億円、また連結純資産額はその他有価証券の含み損の増加等により48億円減少して156億円となりました。損益面では、有価証券のメンテナンスや与信関連費用の増加により親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11億円減少の7億円となりました。

また、当金庫グループ全体の連結自己資本比率は8.10%となりました。

▶ 主要な連結経営指標の推移

(単位：百万円)

	第99期 (令和4年3月31日)	第100期 (令和5年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
連結経常収益	13,518	15,244	14,333	14,811	17,139
連結経常利益	2,133	2,325	△945	2,257	1,025
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,881	2,381	△1,511	1,923	777
連結純資産額	36,438	27,892	25,419	20,571	15,688
連結総資産額	1,192,747	1,175,309	1,170,336	1,158,183	1,147,136
連結自己資本比率	8.17%	8.14%	7.58%	7.96%	8.10%

▶ 連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社、子法人等：1社
主要な会社名
株式会社 ちばしんビジネスサービス
 - ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
 - ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社の決算日は3月末日です。
- (4) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却に関する事項は該当ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

▶ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	343,398	329,310
買入金銭債権	144	78
有価証券	178,811	176,031
貸出金	611,616	617,766
その他の資産	7,753	8,000
有形固定資産	15,119	14,798
建物	3,504	3,265
土地	10,641	10,297
建設仮勘定	—	42
リース資産	2	1
その他の有形固定資産	970	1,191
無形固定資産	216	189
ソフトウェア	123	96
その他の無形固定資産	93	93
繰延税金資産	3,417	3,350
債務保証見返	229	284
貸倒引当金	△2,523	△2,674
資産の部合計	1,158,183	1,147,136

科 目	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	1,132,122	1,125,483
その他負債	3,080	3,577
賞与引当金	290	309
退職給付に係る負債	168	106
役員退職慰労引当金	85	96
その他の引当金	373	379
再評価に係る繰延税金負債	1,261	1,210
債務保証	229	284
負債の部合計	1,137,611	1,131,447
(純資産の部)		
出資金	17,858	17,708
資本剰余金	3,806	3,806
利益剰余金	15,501	16,253
処分未済持分	△259	△192
会員勘定合計	36,907	37,575
その他有価証券評価差額金	△17,984	△23,613
土地再評価差額金	1,649	1,726
評価・換算差額等合計	△16,335	△21,887
純資産の部合計	20,571	15,688
負債及び純資産の部合計	1,158,183	1,147,136

連結貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～49年
その他	3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,999百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

また、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
- 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（令和7年3月分）0.8168%
- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金157百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（連結貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職

慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】2,674百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【繰延税金資産】3,350百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【有形固定資産】14,798百万円
【無形固定資産】189百万円

固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積もっております。当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積もりと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、有形固定資産および無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 13,976百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,522百万円
危険債権額	10,247百万円
三月以上延滞債権額	46百万円
貸出条件緩和債権額	1,987百万円
合計額	17,803百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は495百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	3,009百万円
	現金	8百万円
担保資産に対応する債務	預金積金	0百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入れております。また、その他資産のうち保証金は189百万円であります。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△4,139百万円であります。

22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私寡（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,862百万円であります。

23. 出資1口当たりの純資産額 57円80銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫グループは、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対するΔEVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫グループでは、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和8年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体的に3,554百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金（※1）	329,310	319,524	△9,786
(2) 有価証券	175,959	173,073	△2,886
満期保有目的の債券	47,464	44,578	△2,886
その他有価証券（※3）	128,495	128,495	—
(3) 貸出金（※1）	617,766	—	—
貸倒引当金（※2）	△2,636	—	—
	615,129	610,489	△4,640
金融資産計	1,120,399	1,103,087	△17,312
(1) 預金積金（※1）	1,125,483	1,120,284	△5,198
金融負債計	1,125,483	1,120,284	△5,198

（※1）現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26から28に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	62
組合出資金（※2）	9
合 計	72

（※1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	132,810	61,500	124,000	11,000
有価証券	10,833	52,443	54,395	44,251
満期保有目的の債券	—	12,664	34,799	—
その他有価証券のうち満期があるもの	10,833	39,779	19,595	44,251
貸出金(※)	113,952	194,849	127,291	162,366
合 計	257,595	308,792	305,686	217,617

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	972,650	152,420	31	383
合 計	972,650	152,420	31	383

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,723	21,780	△1,942
	地方債	—	—	—
	社債	20,070	19,235	△835
	その他	3,670	3,561	△108
	小 計	47,464	44,578	△2,886
合 計		47,464	44,578	△2,886

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	2,539	2,536	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,539	2,536	2
	その他	16,032	14,881	1,150
	小 計	18,571	17,417	1,153
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	69,537	87,077	△17,540
	国債	5,130	5,927	△796
	地方債	34,926	49,444	△14,517
	社債	29,479	31,705	△2,226
	その他	40,385	47,613	△7,227
	小 計	109,923	134,690	△24,767
合 計		128,495	152,108	△23,613

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	4,876	—	1,146
国債	4,876	—	1,146
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	4,876	—	1,146

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、外国証券1,156百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申

し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は36,015百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が19,630百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,401百万円
退職給付信託拠出	3,771百万円
未認識過去勤務債務	△324百万円
未認識数理計算上の差異	△152百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△106百万円
退職給付に係る負債	△106百万円

▶ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)	第103期 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで)
経常収益	14,811,508	17,139,776
資金運用収益	12,522,616	15,334,579
貸出金利息	8,643,699	10,128,475
預け金利息	1,923,802	2,776,819
買入手形利息及びコールローン利息	—	17,920
有価証券利息配当金	1,832,649	2,284,457
その他の受入利息	122,465	126,905
役務取引等収益	1,459,101	1,499,348
その他業務収益	40,964	24,457
その他経常収益	788,825	281,391
貸倒引当金戻入益	516,246	—
償却債権取立益	252,727	268,153
その他の経常収益	19,851	13,237
経常費用	12,554,324	16,113,863
資金調達費用	708,380	2,233,675
預金利息	703,994	2,221,496
給付補填備金繰入額	1,053	9,000
その他の支払利息	3,331	3,178
役務取引等費用	1,395,158	1,430,348
その他業務費用	904,393	2,446,608
経費	9,024,186	9,031,081
その他経常費用	522,205	972,151
貸倒引当金繰入額	—	320,581
その他の経常費用	522,205	651,569
経常利益	2,257,184	1,025,912
特別利益	10,960	8,190
固定資産処分益	4,360	306
その他の特別利益	6,600	7,884
特別損失	327,747	170,739
固定資産処分損	79,699	8,439
減損損失	241,448	158,037
その他の特別損失	6,600	4,262
税金等調整前当期純利益	1,940,397	863,363
法人税、住民税及び事業税	18,156	18,152
法人税等調整額	△1,299	67,518
法人税等合計	16,856	85,670
当期純利益	1,923,540	777,693
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,923,540	777,693

連結損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 5円9銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却327,036千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益は1,435,063千円であります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千葉市	店舗	建物他	545千円
千葉市	店舗	建物他	26,099千円
君津市	店舗	ソフトウェア	183千円
成田市	ATM稼働店舗	土地及び建物	53,287千円
木更津市	ATM稼働店舗	建物他	1,555千円
木更津市	ATM稼働店舗	土地及び建物	76,365千円
合 計			158,037千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラウンド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所、ATM稼働店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額158,037千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	第102期 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)	第103期 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,806,982	3,806,982
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	3,806,982	3,806,982
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	13,447,242	15,501,467
利益剰余金増加高	2,054,225	777,693
親会社株主に帰属する当期純利益	1,923,540	777,693
その他	130,684	—
利益剰余金減少高	—	25,841
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	—	—
自己優先出資消却額	—	—
その他	—	25,841
利益剰余金期末残高	15,501,467	16,253,319

▶ 信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	第102期 (令和7年3月31日)	第103期 (令和8年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,387	5,522
危険債権	10,017	10,247
要管理債権	2,467	2,033
三月以上延滞債権	69	46
貸出条件緩和債権	2,398	1,987
小計 (A)	17,873	17,803
正常債権 (B)	596,702	602,738
総与信残高 (A)+(B)	614,575	620,541

(注) 保全状況と注記については、49ページに同じ。

▶ 事業の種類別セグメント情報

連結対象会社株式会社ちばしんビジネスサービスは、当金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金7,708百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、当金庫は各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けにくい体制となっております。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営に係る妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また企業サポート部は、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産査定等に係わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本金の劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先及び破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・レーティングス・インク

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権及び、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針及び運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有する場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合の証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画」についての中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。
・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに週及不可（ノン・リコース）であること。

- ・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスポージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。
- ① リース料債権を裏付とする信託受益権
- ② 貸付債権を裏付とする信託受益権
- ③ 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- ④ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- ⑤ 債券を裏付とする信託受益権
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫では、外部格付準拠方式を採用しています。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」など及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。
- (4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・レーティングス・インク

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要
当金庫は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーショナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーショナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めております。
- 特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となってその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。
- 当金庫では、その他のオペレーショナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めております。
- オペレーショナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーショナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。
- (2) BIの算出方法
当金庫は直近3ヶ年平均の金利要素、役務要素および金融商品要素を合計して算出しております。
- (3) ILMの算出方法
当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号に従い、BIの額が1,000億円以下であり、かつ、同告示第310条第1号に定める基準を満たさないため、「1」を適用しております。
- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にA L M委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9. 金利リスクに関する事項

- 1. リスク管理の方針及び手続きの概要
- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
- (3) 金利リスク計測の頻度

- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリスクテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する Δ EVEの比率に警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はA L M委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、A L M委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、A L M委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定方法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
令和8年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.779年です。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としております。
- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。
- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの最大値は前期末935百万円から当期末2,048百万円と1,113百万円増加しております。
 Δ NIIの最大値は前期末748百万円から当期末697百万円と51百万円減少しております。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- 当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、豪ドル、加ドル、ユーロを計測対象通貨とし、日本円をはじめ各国通貨のOIS金利を基にしたイールドカーブをリスクフリーレートとしております。
- 割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追随率等については考慮しておりません。
- ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便かつ保守的な手法により計測しております。
- 当金庫の Δ EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。
- (2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ① 金利ショックに関する説明
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）
当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的の実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,774	37,443
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,665	21,515
うち、利益剰余金の額	15,367	16,121
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△259	△192
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,264	1,026
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,264	1,026
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,038	38,469
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	154	135
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	154	135
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	558	357
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	713	493
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,325	37,976
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,115	447,022
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,273	23,272
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	470,389	470,294
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.93%	8.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	449,115	17,964	447,022	17,880
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	427,762	17,110	422,248	16,889
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	759	30	732	29
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	76,661	3,066	70,351	2,814
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,899	475	6,641	265
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	108,210	4,328	108,762	4,350
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,095	1,203	29,274	1,170
トランザクター向け	750	30	746	29
不動産関連向け	145,869	5,834	153,253	6,130
自己居住用不動産等向け	80,008	3,200	82,506	3,300
賃貸用不動産向け	40,603	1,624	43,206	1,728
事業用不動産関連向け	25,257	1,010	26,970	1,078
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C向け	—	—	570	22
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	345	7,891	315
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12,955	518	11,625	465
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,755	70	1,962	78
取立未済手形	81	3	66	2
信用保証協会等による保証付	6,731	269	7,440	297
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
株式等	84	3	107	4
上記以外	35,750	1,430	30,607	1,224
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,053	322	3,014	120
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,528	301	7,430	297
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,303	292	7,616	304
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,865	514	12,545	501
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,353	854	24,773	990
ルック・スルー方式	21,353	854	24,773	990
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,273	850	23,272	930
BI	14,182		15,514	
BIC	1,701		1,861	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	470,389	18,815	470,294	18,811

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫ではマーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4％

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高							延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	
国内	1,142,846	1,135,745	621,402	628,194	486,052	470,525	—	—	13,164	12,794	
国外	26,120	25,719	—	—	26,026	25,621	—	—	—	—	
地域別合計	1,168,966	1,161,465	621,402	628,194	512,078	496,146	—	—	13,164	12,794	
製造業	25,357	28,850	16,727	16,481	8,598	12,318	—	—	575	721	
農業、林業	350	403	350	403	—	—	—	—	18	16	
漁業	10	10	10	10	—	—	—	—	4	4	
鉱業、採石業、砂利採取業	137	151	137	151	—	—	—	—	61	61	
建設業	67,985	69,286	64,985	65,722	2,959	3,517	—	—	1,219	1,140	
電気・ガス・熱供給・水道業	10,000	10,690	981	964	8,992	9,694	—	—	35	31	
情報通信業	2,558	3,821	1,015	979	1,540	2,831	—	—	0	12	
運輸業、郵便業	17,226	17,863	15,870	15,713	1,344	2,132	—	—	88	151	
卸売業、小売業	53,133	55,109	48,886	50,345	4,213	4,724	—	—	2,288	1,965	
金融業、保険業	402,121	388,420	26,965	30,703	369,103	351,485	—	—	—	—	
不動産業	142,011	139,485	136,013	133,674	5,906	5,709	—	—	2,794	2,813	
物品賃貸業	5,451	5,232	5,450	5,231	—	—	—	—	0	0	
学術研究、専門・技術サービス業	1,028	957	1,027	957	—	—	—	—	0	59	
宿泊業	1,945	1,960	1,944	1,958	—	—	—	—	34	33	
飲食業	6,702	6,406	6,696	6,400	—	—	—	—	705	668	
生活関連サービス業、娯楽業	5,837	5,995	5,831	5,988	3	3	—	—	348	336	
教育、学習支援業	1,486	1,767	1,485	1,766	—	—	—	—	3	3	
医療、福祉	12,052	12,281	12,026	12,254	—	—	—	—	1,056	695	
その他のサービス	25,376	25,627	24,916	25,024	435	584	—	—	1,572	1,325	
国・地方公共団体等	149,346	144,782	40,226	41,454	108,960	103,136	—	—	—	—	
個人	210,025	212,208	209,844	212,005	—	—	—	—	2,358	2,751	
その他	28,809	30,151	—	—	11	9	—	—	—	—	
業種別合計	1,168,966	1,161,465	621,402	628,194	512,078	496,146	—	—	13,164	12,794	
1年以下	204,642	209,948	114,712	116,287	88,462	91,897	—	—			
1年超3年以下	206,766	174,644	118,136	118,418	88,630	56,225	—	—			
3年超5年以下	120,672	126,229	78,001	78,079	42,670	48,150	—	—			
5年超7年以下	85,220	76,202	55,727	52,865	29,493	23,337	—	—			
7年超10年以下	203,955	219,351	70,363	74,436	133,592	144,914	—	—			
10年超	290,451	281,425	179,318	182,678	111,133	98,746	—	—			
期間の定めのないもの	57,259	73,662	5,143	5,427	18,096	32,875	—	—			
残存期間別合計	1,168,966	1,161,465	621,402	628,194	512,078	496,146	—	—			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製造業	115	96	96	368	0	—	115	96	96	368	16	2
農業、林業	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	—
漁業	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	0	—
建設業	466	432	432	452	3	0	463	432	432	452	35	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	2	2	3	—	—	—	2	2	3	—	—
情報通信業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	1	16
運輸業、郵便業	11	5	5	6	0	—	10	5	5	6	7	262
卸売業、小売業	226	189	189	188	1	15	224	174	189	188	28	7
金融業、保険業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	—
不動産業	444	178	178	205	56	—	388	178	178	205	7	—
物品賃貸業	14	—	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	7	—	—	1	—	—	7	5	—
宿泊業	33	3	3	2	—	—	33	3	3	2	—	—
飲食業	89	53	53	58	7	2	81	51	53	58	10	6
生活関連サービス業、娯楽業	10	6	6	7	—	—	10	6	6	7	—	—
教育、学習支援業	—	2	2	0	—	—	—	2	2	0	—	—
医療、福祉	332	218	218	254	—	147	332	71	218	254	—	0
その他のサービス	20	30	30	26	—	5	20	25	30	26	1	15
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	60	37	37	61	2	—	57	37	37	61	—	—
合 計	1,828	1,259	1,259	1,648	86	170	1,742	1,088	1,259	1,648	115	327

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	12,603	—	12,603	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	62,077	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,573	500	92,573	50	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	107	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	708	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,876	—	1,876	—	130	7%
我が国の政府関係機関向け	8,468	—	8,468	—	759	9%
地方三公社向け	900	700	900	70	40	4%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	367,561	—	367,561	—	76,661	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,759	—	45,759	—	11,899	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	140,107	11,681	134,785	1,694	108,210	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,599	75,124	57,976	2,649	30,095	50%
トランザクター向け	—	63,550	—	1,983	750	38%
不動産関連向け	251,675	—	250,700	—	145,869	58%
自己居住用不動産等向け	171,974	—	171,590	—	80,008	47%
賃貸用不動産向け	55,015	—	54,491	—	40,603	75%
事業用不動産関連向け	24,686	—	24,618	—	25,257	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	—	8,632	—	8,632	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,744	872	9,686	86	12,955	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,075	—	2,075	—	1,755	85%
取立未済手形	407	—	407	—	81	20%
信用保証協会等による保証付	113,413	110	112,957	11	6,731	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4	10%
株式等	84	—	84	—	84	100%
合計					392,012	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	14,215	—	14,215	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,389	—	75,389	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	91,893	1,000	91,893	100	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	106	—	106	—	—	—
国際開発銀行向け	707	—	707	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,665	—	1,665	—	130	8%
我が国の政府関係機関向け	7,936	—	7,936	—	732	9%
地方三公社向け	840	760	840	76	40	4%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	339,318	—	339,318	—	70,351	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,091	—	28,091	—	6,641	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	146,859	13,257	140,910	2,085	108,762	76%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	61,162	77,625	58,231	2,593	29,274	48%
トランザクター向け	—	63,274	—	1,963	746	38%
不動産関連向け	255,647	—	254,465	—	153,253	60%
自己居住用不動産等向け	172,590	—	172,159	—	82,506	48%
賃貸用不動産向け	56,555	—	55,919	—	43,206	77%
事業用不動産関連向け	26,121	—	26,006	—	26,970	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	380	—	380	—	570	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	6,313	—	6,313	—	7,891	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,654	851	8,612	84	11,625	134%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,407	—	2,407	—	1,962	82%
取立未済手形	333	—	333	—	66	20%
信用保証協会等による保証付	113,763	98	113,106	9	7,440	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4	10%
株式等	82	—	82	—	107	130%
合計					391,641	

(注) 1. 「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	12,603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,468	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	328,250	—	31,495	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,463	—	27,480	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	7,820	—	—	—	—	—	—	—	—	20,749	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	10,344	5,930	28,209	76	3,662	15	19,242	54	8,570	33,460	—	5,267	56
自己居住用不動産等向け	—	—	—	10,344	5,930	21,635	76	—	15	19,242	—	—	33,460	—	—	56
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,574	—	3,662	—	—	54	8,570	—	—	5,267	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	45,658	67,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,778	77,700	—	347,794	5,930	59,705	76	3,662	15	19,242	54	10,553	55,349	—	5,267	56

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,603
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,077
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,623
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	708
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,876
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,468
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	970
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	367,561
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	45,759
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,103	—	59,682	—	—	47,123	—	—	—	—	—	—	—	—	136,479
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	52,297	—	—	—	—	6,344	—	—	—	—	—	—	—	—	60,626
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983
不動産関連向け	82,074	9,645	—	—	1,463	96	—	22,988	18,086	—	—	1,454	—	—	—	250,700
自己居住用不動産等向け	77,627	3,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171,590
賃貸用不動産向け	—	6,444	—	—	—	96	—	22,988	—	—	—	833	—	—	—	54,491
事業用不動産関連向け	4,446	—	—	—	1,463	—	—	—	18,086	—	—	621	—	—	—	24,618
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,632	—	—	—	8,632
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	703	—	—	—	—	7,928	—	—	—	9,773
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2,075	—	—	—	—	—	—	—	—	2,075
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	407
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112,968
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	—	—	84
合計	82,074	63,046	—	59,682	1,463	96	56,247	22,988	18,086	—	—	25,831	84	—	—	1,128,790

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	14,215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,389	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	91,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,665	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	7,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	916	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	307,627	—	24,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	17,861	—	10,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	11,419	—	—	—	—	—	—	—	—	27,229	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	9,323	5,549	26,386	73	3,961	6	17,517	—	7,055	29,876	—	5,829	49
自己居住用不動産等向け	—	—	—	9,323	5,549	19,856	73	—	6	17,517	—	—	29,876	—	—	49
貸貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,530	—	3,961	—	—	—	7,055	—	—	5,829	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	899	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	333	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	38,715	74,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	221,128	84,045	—	329,620	5,549	51,266	73	3,961	6	17,517	—	9,019	58,005	—	5,829	49

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,215
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,389
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91,993
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	707
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,665
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,936
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	916
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,810	—	—	—	339,318
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,091
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	1,404	—	58,304	—	—	44,638	—	—	—	—	—	—	—	—	142,996
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	57,538	—	—	—	—	1,322	—	—	—	—	—	—	—	—	60,825
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963
不動産関連向け	91,267	9,752	—	—	1,485	91	—	23,854	18,546	—	—	3,838	—	—	—	254,465
自己居住用不動産等向け	86,604	3,302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172,159
貸貸用不動産向け	—	6,450	—	—	—	91	—	23,854	—	—	—	2,146	—	—	—	55,919
事業用不動産関連向け	4,662	—	—	—	1,485	—	—	—	18,546	—	—	1,311	—	—	—	26,006
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	380	—	—	—	380
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,313	—	—	—	6,313
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	510	—	—	—	—	7,286	—	—	—	8,697
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2,407	—	—	—	—	—	—	—	—	2,407
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	333
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113,116
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	82	—	—	82
合計	91,267	68,695	—	58,304	1,485	91	48,879	23,854	18,546	—	—	24,249	82	—	—	1,121,530

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
40%未満	766,083	8,911	10.732%	766,093
40%～70%	146,187	58,591	9.999%	147,394
75%	43,019	8,835	10.953%	40,865
80%	—	—	—	—
85%	59,107	1,904	11.724%	57,068
90%～100%	52,199	10,637	16.627%	50,541
105%～130%	41,166	—	—	41,071
150%	25,814	109	9.999%	25,671
250%	84	—	—	84
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,133,662	88,989	10.997%	1,128,790

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
40%未満	756,004	9,093	10.670%	755,856
40%～70%	153,689	58,442	10.000%	154,852
75%	43,320	11,778	10.287%	40,691
80%	—	—	—	—
85%	57,776	1,726	18.058%	55,665
90%～100%	49,692	12,432	16.712%	47,933
105%～130%	42,580	—	—	42,398
150%	24,194	120	10.000%	24,050
250%	82	—	—	82
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,127,340	93,592	11.141%	1,121,530

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額をCCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,866	9,038	64,116	66,075	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	42	42	39	39
非上場株式等	5,286	—	5,285	—
合 計	5,329	42	5,324	39

(注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	0	1
売却損	2	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△5	△8

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式	21,221	27,131
合計	21,221	27,131

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	594	702	697	748
2	下方パラレルシフト	2,048	935	0	0
3	スティープ化	551	354		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,048	935	697	748
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	37,976		37,325	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「自己資本の充実の状況等について」に記載しております。

Ⅱ．連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,907	37,575
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,665	21,515
うち、利益剰余金の額	15,501	16,253
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△259	△192
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,264	1,026
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,264	1,026
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,172	38,601
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	154	135
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	154	135
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	558	357
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	713	493
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,458	38,108
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,086	446,989
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,370	23,330
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	470,457	470,320
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.96%	8.10%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

- (1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	449,086	17,963	446,989	17,879
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	427,733	17,109	422,216	16,888
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	759	30	732	29
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	76,661	3,066	70,351	2,814
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,899	475	6,641	265
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	108,210	4,328	108,762	4,350
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業向け及び個人向け	30,095	1,203	29,274	1,170
トランザクター向け	750	30	746	29
不動産関連向け	145,869	5,834	153,253	6,130
自己居住用不動産等向け	80,008	3,200	82,506	3,300
賃貸用不動産向け	40,603	1,624	43,206	1,728
事業用不動産関連向け	25,257	1,010	26,970	1,078
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C向け	—	—	570	22
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	345	7,891	315
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12,955	518	11,625	465
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,755	70	1,962	78
取立未済手形	81	3	66	2
信用保証協会等による保証付	6,731	269	7,440	297
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
株式等	74	2	94	3
上記以外	35,730	1,429	30,587	1,223
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,053	322	3,014	120
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,508	300	7,410	296
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,303	292	7,616	304
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,866	514	12,546	501
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,353	854	24,773	990
リスク・スルー方式	21,353	854	24,773	990
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V Aリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	21,370	854	23,330	933
BI	14,247	—	15,553	—
BIC	1,709	—	1,866	—
ハ. 連結リスクアセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	470,457	18,818	470,320	18,812

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫ではマーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4％

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
国内	1,142,837	1,135,735	621,402	628,194	486,042	470,515	—	—	13,164	12,794
国外	26,120	25,719	—	—	26,026	25,621	—	—	—	—
地域別合計	1,168,957	1,161,455	621,402	628,194	512,068	496,136	—	—	13,164	12,794
製造業	25,357	28,850	16,727	16,481	8,598	12,318	—	—	575	721
農業、林業	350	403	350	403	—	—	—	—	18	16
漁業	10	10	10	10	—	—	—	—	4	4
鉱業、採石業、砂利採取業	137	151	137	151	—	—	—	—	61	61
建設業	67,985	69,286	64,985	65,722	2,959	3,517	—	—	1,219	1,140
電気・ガス・熱供給・水道業	10,000	10,690	981	964	8,992	9,694	—	—	35	31
情報通信業	2,558	3,821	1,015	979	1,540	2,831	—	—	0	12
運輸業、郵便業	17,226	17,863	15,870	15,713	1,344	2,132	—	—	88	151
卸売業、小売業	53,133	55,109	48,886	50,345	4,213	4,724	—	—	2,288	1,965
金融業、保険業	402,121	388,420	26,965	30,703	369,103	351,485	—	—	—	—
不動産業	142,011	139,485	136,013	133,674	5,906	5,709	—	—	2,794	2,813
物品賃貸業	5,451	5,232	5,450	5,231	—	—	—	—	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	1,028	957	1,027	957	—	—	—	—	0	59
宿泊業	1,945	1,960	1,944	1,958	—	—	—	—	34	33
飲食業	6,702	6,406	6,696	6,400	—	—	—	—	705	668
生活関連サービス業、娯楽業	5,837	5,995	5,831	5,988	3	3	—	—	348	336
教育、学習支援業	1,486	1,767	1,485	1,766	—	—	—	—	3	3
医療、福祉	12,052	12,281	12,026	12,254	—	—	—	—	1,056	695
その他のサービス	25,366	25,617	24,916	25,024	435	574	—	—	1,572	1,325
国・地方公共団体等	149,346	144,782	40,226	41,454	108,960	103,136	—	—	—	—
個人	210,025	212,208	209,844	212,005	—	—	—	—	2,358	2,751
その他	28,809	30,151	—	—	11	9	—	—	—	—
業種別合計	1,168,957	1,161,455	621,402	628,194	512,068	496,136	—	—	13,164	12,794
1年以下	204,642	209,948	114,712	116,287	88,462	91,897	—	—		
1年超3年以下	206,766	174,644	118,136	118,418	88,630	56,225	—	—		
3年超5年以下	120,672	126,229	78,001	78,079	42,670	48,150	—	—		
5年超7年以下	85,220	76,202	55,727	52,865	29,493	23,337	—	—		
7年超10年以下	203,955	219,351	70,363	74,436	133,592	144,914	—	—		
10年超	290,451	281,425	179,318	182,678	111,133	98,746	—	—		
期間の定めのないもの	57,249	73,653	5,143	5,427	18,086	32,865	—	—		
残存期間別合計	1,168,957	1,161,455	621,402	628,194	512,068	496,136	—	—		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製造業	115	96	96	368	0	—	115	96	96	368	16	2
農業、林業	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	—
漁業	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	0	—
建設業	466	432	432	452	3	0	463	432	432	452	35	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	2	2	3	—	—	—	2	2	3	—	—
情報通信業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	1	16
運輸業、郵便業	11	5	5	6	0	—	10	5	5	6	7	262
卸売業、小売業	226	189	189	188	1	15	224	174	189	188	28	7
金融業、保険業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	—
不動産業	444	178	178	205	56	—	388	178	178	205	7	—
物品賃貸業	14	—	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	7	—	—	1	—	—	7	5	—
宿泊業	33	3	3	2	—	—	33	3	3	2	—	—
飲食業	89	53	53	58	7	2	81	51	53	58	10	6
生活関連サービス業、娯楽業	10	6	6	7	—	—	10	6	6	7	—	—
教育、学習支援業	—	2	2	0	—	—	—	2	2	0	—	—
医療、福祉	332	218	218	254	—	147	332	71	218	254	—	0
その他のサービス	20	30	30	26	—	5	20	25	30	26	1	15
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	60	37	37	61	2	—	57	37	37	61	—	—
合 計	1,828	1,259	1,259	1,648	86	170	1,742	1,088	1,259	1,648	115	327

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	12,603	—	12,603	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	62,077	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,573	500	92,573	50	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	107	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	708	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,876	—	1,876	—	130	7%
我が国の政府関係機関向け	8,468	—	8,468	—	759	9%
地方三公社向け	900	700	900	70	40	4%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	367,561	—	367,561	—	76,661	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,759	—	45,759	—	11,899	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	140,107	11,681	134,785	1,694	108,210	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,599	75,124	57,976	2,649	30,095	50%
トランザクター向け	—	63,550	—	1,983	750	38%
不動産関連向け	251,675	—	250,700	—	145,869	58%
自己居住用不動産等向け	171,974	—	171,590	—	80,008	47%
賃貸用不動産向け	55,015	—	54,491	—	40,603	75%
事業用不動産関連向け	24,686	—	24,618	—	25,257	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	—	8,632	—	8,632	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,744	872	9,686	86	12,955	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,075	—	2,075	—	1,755	85%
取立未済手形	407	—	407	—	81	20%
信用保証協会等による保証付	113,413	110	112,957	11	6,731	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4	10%
株式等	74	—	74	—	74	100%
合計					392,002	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	
	令和7年度				
現金	14,215	—	14,215	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,389	—	75,389	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	91,893	1,000	91,893	100	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	106	—	106	—	—
国際開発銀行向け	707	—	707	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,665	—	1,665	—	130
我が国の政府関係機関向け	7,936	—	7,936	—	732
地方三公社向け	840	760	840	76	40
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	339,318	—	339,318	—	70,351
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,091	—	28,091	—	6,641
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	146,859	13,257	140,910	2,085	108,762
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	61,162	77,625	58,231	2,593	29,274
トランザクター向け	—	63,274	—	1,963	746
不動産関連向け	255,647	—	254,465	—	153,253
自己居住用不動産等向け	172,590	—	172,159	—	82,506
賃貸用不動産向け	56,555	—	55,919	—	43,206
事業用不動産関連向け	26,121	—	26,006	—	26,970
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—
A D C 向け	380	—	380	—	570
劣後債権及びその他資本性証券等	6,313	—	6,313	—	7,891
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,654	851	8,612	84	11,625
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,407	—	2,407	—	1,962
取立未済手形	333	—	333	—	66
信用保証協会等による保証付	113,763	98	113,106	9	7,440
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4
株式等	72	—	72	—	94
合計					391,628

(注) 1. 「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	12,603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,468	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	328,250	—	31,495	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,463	—	27,480	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	7,820	—	—	—	—	—	—	—	—	20,749	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	10,344	5,930	28,209	76	3,662	15	19,242	54	8,570	33,460	—	5,267	56
自己居住用不動産等向け	—	—	—	10,344	5,930	21,635	76	—	15	19,242	—	—	33,460	—	—	56
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,574	—	3,662	—	—	54	8,570	—	—	5,267	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	45,658	67,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,778	77,700	—	347,794	5,930	59,705	76	3,662	15	19,242	54	10,553	55,349	—	5,267	56

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,603
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,077
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,623
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	708
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,876
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,468
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	970
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	367,561
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	45,759
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,103	—	59,682	—	—	47,123	—	—	—	—	—	—	—	—	136,479
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	52,297	—	—	—	—	6,344	—	—	—	—	—	—	—	—	60,626
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983
不動産関連向け	82,074	9,645	—	—	1,463	96	—	22,988	18,086	—	—	1,454	—	—	—	250,700
自己居住用不動産等向け	77,627	3,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171,590
賃貸用不動産向け	—	6,444	—	—	—	96	—	22,988	—	—	—	833	—	—	—	54,491
事業用不動産関連向け	4,446	—	—	—	1,463	—	—	—	18,086	—	—	621	—	—	—	24,618
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,632	—	—	—	8,632
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	703	—	—	—	—	7,928	—	—	—	9,773
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2,075	—	—	—	—	—	—	—	—	2,075
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	407
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112,968
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74	—	—	74
合計	82,074	63,046	—	59,682	1,463	96	56,247	22,988	18,086	—	—	25,831	74	—	—	1,128,780

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	14,215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,389	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	91,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,665	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	7,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	916	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	307,627	—	24,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	17,861	—	10,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	11,419	—	—	—	—	—	—	—	—	27,229	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	9,323	5,549	26,386	73	3,961	6	17,517	—	7,055	29,876	—	5,829	49
自己居住用不動産等向け	—	—	—	9,323	5,549	19,856	73	—	6	17,517	—	—	29,876	—	—	49
貸貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,530	—	3,961	—	—	—	7,055	—	—	5,829	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	899	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	333	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	38,715	74,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	221,128	84,045	—	329,620	5,549	51,266	73	3,961	6	17,517	—	9,019	58,005	—	5,829	49

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,215
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,389
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91,993
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	707
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,665
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,936
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	916
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,810	—	—	—	339,318
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,091
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	1,404	—	58,304	—	—	44,638	—	—	—	—	—	—	—	—	142,996
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	57,538	—	—	—	—	1,322	—	—	—	—	—	—	—	—	60,825
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963
不動産関連向け	91,267	9,752	—	—	1,485	91	—	23,854	18,546	—	—	3,838	—	—	—	254,465
自己居住用不動産等向け	86,604	3,302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172,159
貸貸用不動産向け	—	6,450	—	—	—	91	—	23,854	—	—	—	2,146	—	—	—	55,919
事業用不動産関連向け	4,662	—	—	—	1,485	—	—	—	18,546	—	—	1,311	—	—	—	26,006
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	380	—	—	—	380
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,313	—	—	—	6,313
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	510	—	—	—	—	7,286	—	—	—	8,697
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2,407	—	—	—	—	—	—	—	—	2,407
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	333
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113,116
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72	—	—	72
合計	91,267	68,695	—	58,304	1,485	91	48,879	23,854	18,546	—	—	24,249	72	—	—	1,121,520

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	766,083	8,911	10.732%	766,093
40%～70%	146,187	58,591	9.999%	147,394
75%	43,019	8,835	10.953%	40,865
80%	—	—	—	—
85%	59,107	1,904	11.724%	57,068
90%～100%	52,199	10,637	16.627%	50,541
105%～130%	41,166	—	—	41,071
150%	25,814	109	9.999%	25,671
250%	74	—	—	74
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,133,652	88,989	10.997%	1,128,780

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	756,004	9,093	10.670%	755,856
40%～70%	153,689	58,442	10.000%	154,852
75%	43,320	11,778	10.287%	40,691
80%	—	—	—	—
85%	57,776	1,726	18.058%	55,665
90%～100%	49,692	12,432	16.712%	47,933
105%～130%	42,580	—	—	42,398
150%	24,194	120	10.000%	24,050
250%	72	—	—	72
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,127,330	93,592	11.141%	1,121,520

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額をCCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	8,866	9,038	64,116	66,075	—	—

(注) 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	42	42	39	39
非上場株式等	5,276	—	5,275	—
合 計	5,319	42	5,314	39

(注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	0	1
売却損	2	0
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△5	△8

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額
該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
リスク・スルー方式	21,221	27,131
合計	21,221	27,131

(注) 「リスク・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかの
ようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	594	702	697	748
2	下方パラレルシフト	2,048	935	0	0
3	スティープ化	551	354		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,048	935	697	748
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,108		37,458	

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「自己資本の充実の状況等について」に記載しております。
2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。

退職給付会計に関する事項

1. 退職給付制度の概要

- (1) 退職金規程に基づく「退職一時金制度」
- (2) 厚生年金保険法に基づく「全国信用金庫厚生年金基金」に加入

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和6年度	令和7年度
退職給付債務 (A)	3,895,748	3,401,596
年金資産 (B)	3,611,289	3,771,396
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	△ 378,392	△ 324,336
未認識数理計算上の差異 (E)	499,859	△ 152,344
その他（会計基準変更時差異の未処理額） (F)	—	—
退職給付引当金（A - B - C - D - E - F）	162,991	106,881

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和6年度	令和7年度
勤務費用 (A)	272,981	255,189
利息費用 (B)	19,384	18,678
期待運用収益 (C)	△ 75,824	△ 86,670
過去勤務費用の費用処理額 (D)	△ 54,056	△ 54,056
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	55,788	77,996
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等） (G)	—	—
退職給付費用（A + B + C + D + E + F + G）	218,274	211,137

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和6年度	令和7年度
(1) 割引率	0.10%～1.86%	0.94%～4.24%
(2) 長期期待運用収益率	2.00%	2.40%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準（平均ポイント比例）	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	119百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」119百万円となっております。

なお、賞与はありません。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

具体的には、株式会社ちばしんビジネスサービスが該当します。

3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者はいませんでした。



発行 2026年7月
編集 千葉信用金庫 総合企画部
〒260-0013
千葉市中央区中央2丁目4番1号
TEL 043-225-1111 (代)



このディスクロージャー誌は、適切に管理されたFSC®認証
林およびその他の管理された供給源からの原材料で作ら
れています。また、印刷には揮発性有機化合物の発生を抑
える植物性インキを使用しています。